

官報 号外

昭和四十六年五月十三

○議長(船田中君) 午後二時三分開議 これより会議を開きます。

日程第一 外航船舶建造融資利子補給臨時措
置云々

○議長(船田中君) 日程第一、外航船舶建造融資利息補給臨時措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

昭和四十六年五月十三日(木曜日)

議事日程 第二十五号

昭和四十六年五月十三日
午後二時開議

第一 外航船舶建造融資利子補給臨時措置法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送

第一 關稅及び貿易に關する一般協定に附屬す
付

第三十八表(日本國の讓許表)に掲げる讓許を参考する。

を修正し又は摘要するためのアノリテイタブルとの交渉の結果に関する文書の締結について

第三 簡易生命保険法の一部を改正する法律案 承認を求める件

第四 郵便貯金法の一部を改正する法律案（内閣提出）

閣提出) 第五 恩給法等の一部を改正する法律案(内閣

提出

○本日の会議に付した案件

法の一部を改正する法律案（内閣提出、參議

日程第二 関税及び貿易に関する一般協定に附
院送付

属する第三十八表(「日本国の譲許表」)に掲げる
譲許を修正し又は撤回するためのアメリカ合
衆国との交渉の結果に関する文書の締結につ

昭和四十六年五月十三日 衆議院会議録第二十九号

外統船舶建造融資利子補給臨時措置法の一部を改正する法律案
正し又は撤回するためのアメリカ合衆国との交渉の結果に關する文書の締結について承認を求める件

「日本の国籍を有する者又は日本の法令により設立された法人たる」を削って、外国の造船事業者に請け負わせて外航船舶を建造する場合にも、政府は利子補給契約を結ぶことができる」ととしようとするものであります。

本案は、參議院先議のため、去る二月二十二日本委員会に予備付託され、三月二十四日本付託となり、四月十三日橋本運輸大臣から提案理由の説明を聴取し、五月十一日、質疑を行ない、質疑を終了いたしましたが、その詳細は会議録に譲ることといたします。

同日採決いたしました結果、本案は多數をもつて原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(船田中君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決するに賛成の諸君の起立を求めてます。

〔賛成者起立〕

○議長(船田中君) 起立多數。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第二 関税及び貿易に関する一般協定に附属する第三十八表(日本国との譲許表)に掲げる譲許を修正し又は撤回するためのアメリカ合衆国との交渉の結果に関する文書の締結について承認を求めるの件を議題といったします。

○議長(船田中君) 日程第二、関税及び貿易に関する一般協定に附属する第三十八表(日本国との譲許表)に掲げる譲許を修正し又は撤回するためのアメリカ合衆国との交渉の結果に関する文書の締結について承認を求めるの件を議題といったします。

右
国会に提出する。

昭和四十六年五月十三日 衆議院会議録第一二九号

關稅及び貿易に関する一般協定に附屬する第三十八表(日本國の譲許表)に掲げる譲許を修正し又は撤回するためのアメリカ合衆国との交渉の結果に関する文書の締結について承認を求めるの件

昭和四十六年三月十八日

内閣總理大臣 佐藤 榮作

第三十八表(日本國の譲許表)に関する

關稅及び貿易に關する一般協定に附屬する第三十八表(日本國の讓許表)に掲げる讓許を修正し又は撤回するためのアメリカ合衆国との交渉の結果に關する文書の締結について承認を求める件

日本国の代表団及びアメリカ合衆国の代表団は、第三十八表(日本国との譲許表)に掲げる譲許を修正し又は撤回するための第二十八条の規定に基づく交渉を、附属書に記載するとおり、完了した。

十八表(日本國の讓許表)に掲げる讓許を修正し又は撤回するためのアメリカ合衆国との交渉の結果に關する文書の締結について、日本國憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

日本国の代表団のために
千九百七十一年二月二十五日に

本日の代表団のため
鈴木哲太郎

この文書は、関税及び貿易に関する一般協定に基づく米国との交渉結果、チーリングガムについてのわが国の譲許税率を引き上げるとともに、その代償として他の譲許税率の引下げ及び新たな譲許を行なうこととするものであつて、この文書を締結することは、わが国の貿易自由化の進展に対処するため必要であると考えられる。よつて、この文書を締結することといたしたい。これが、この案件を提出する理由である。

日本國の譲許表に掲げる譲許を修正し
又は撤回するための第二十八条の規定
に基づくアメリカ合衆国との交渉の結果
東

卷之三

國税率表番号	品名	現行譲許税率	新譲許税率
一七・〇四のうち	砂糖菓子（ココアを含有するもの）	一一五%	四〇%
一 チューアインガム			

C 現行譲許表に掲げる品目についての新譲許

品	名	現行譲許税率	新譲許税率
○八・〇五のうち	ナット（生鮮又は乾燥のものに限るとともに、第〇八・〇一号に該当するものを除くものとし、殻を除いてあるかどうかを問わない。）	一〇%	一〇%
甘扁桃仁	四 その他のもののうち	一〇% （現状では署名	九%

○議長(細田中君) 委員長の報告を求めます。外務委員長田中榮一君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

を除く。)

関税率表番号	品名	現行税率	新譲計税率
〇一一・〇一のうち	家禽（鶏、あひる、がわらう、 七面鳥及びほろほろ鳥で、生きて いないものに限る。）及びその食用 のくず肉（生鮮、冷蔵又は冷凍の ものに限るものとし、くず肉にあ つては、肝臓を除く。）	一五%	一一〇%
七面鳥（断片にしたものに限 る。）	七面鳥（断片にしたものに限 る。）	一一〇%	一五%
二二 その他もののうち	甘味を付けた飼料その他の調製飼 料及び飼料用調製品		
二二 その他もののうち	課税価格が一キログラム につき七〇円をこえるも の（小売容器入りのもの (気密容器入りのものを 除く。)に限るものとし、 乳糖の含有量が全重量の 一〇%以上のもの及び粗 たんぱく質の含有量が全 重量の三五%以上のもの を除く。）		
		一五%	一一〇%

○田中榮一君　ただいま議題となりました関税及び貿易に関する一般協定に附属する第三十八表(日本国譲許表)に掲げる譲許を修正し又は撤回するためのアメリカ合衆国との交渉の結果に關す

る文書の締結について承認を求めるの件につきまして、外務委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

わが国の貿易自由化の進展に対応して、これを促進する見地から、チューインガムについての從来のわが国のガット譲許を修正する必要が生じました。よって政府は、アメリカ合衆国とガット第二十八条の規定に基づいて交渉を行なった結果、合意に達しましたので、本年二月二十五日、交渉の結果を収録する文書に署名いたしました。

本文書は、わが国がチューインガムの譲許税率を引き上げ、その代償として、スイート・アーモンドの譲許税率を引き下げるとともに、七面鳥の断片肉及びペット・コードについて新たな譲許を行なうというものであります。

なお、本文書は、三月十八日に外務委員会に付託されましたので、政府から提案理由の説明を聞き、質疑を行ないましたが、詳細は会議録により御了承を願います。

かくて、五月十二日、質疑を終了し、採決を行ないましたところ、本件は多数をもって承認すべきものと議決いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(船田中君) 採決いたします。

本件を委員長報告のとおり承認するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(船田中君) 起立多數。よって、本件は委員長報告のとおり承認するに決しました。

日程第三 簡易生命保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第四 郵便貯金法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(船田中君) 日程第三、簡易生命保険法の一部を改正する法律案、日程第四、郵便貯金法の

一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

右 簡易生命保険法の一部を改正する法律案

昭和四十六年一月二十七日

内閣總理大臣 佐藤 繁作

簡易生命保険法の一部を改正する法律

簡易生命保険法(昭和二十四年法律第六十八号)の一部を次のよう改正する。

第六条第一項第二号中「保険期間」の下に「その他保険事故に係る期間」を加え、同項第三号中「加入年齢」を「保険契約者及び被保険者の年齢」に改め、同項第八号中「並びに」の下に「保険契約者及び」を加え、同項中第十二号を第十三号とし、第十一号を第十二号とし、第十号の次に次の

一号を加える。

十一 廃疾保険金に係る身体障害の状態及び傷害特約に係る傷害に因つて生じた結果に関する事項

の三とする。

第十七条第二項ただし書中「第四十六条の規定により、貸付金の弁済に代えて」を「第三十三条の二又は第四十六条の規定により」に改める。

第十七条の二を第十七条の三とし、第十七条の次に次の二条を加える。

第十七条の二 保険金額(傷害特約に係るもの)を除く)は、保険約款の定めるところにより、被保険者が死亡したときに因り支払う場合、保険期間が満了したことに因り支払う場合及び保険約款の定める期間が満了したときに因り支払う場合のそれれにつき、異なる額とすることができる。

削る。

第十一条第一項、第八条第一項及び第九条中「第十六条」を「又は第十六条」に改め、「又は第十六条の三の特別養老保険」を削る。

第十一条の見出し中「養老保険及び特別養老保険」を「及び養老保険」に改め、同条中「第十六条」を「又は第十六条」に改め、「又は第十六条の三の特別養老保険」を削る。

第十一條の二第五項中「保険期間の満了後」を削る。

第十一條の二第一項第一号中「第十六条の四」を「第十六条の三」に改める。

第十四条中「家庭保険及び特別養老保険」を削る。

日程第三 簡易生命保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第四 郵便貯金法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(船田中君) 日程第三、簡易生命保険法の一部を改正する法律案、日程第四、郵便貯金法の

第十五条中「因り」の下に「又は被保険者が死んだことの外その者の生存中に保険約款の定める期間が満了したことに因り」を加える。

第十六条中「又は」を「若しくは」に改め、「因り」の下に「又はこれらの事由の外被保険者の生存中に保険期間内の保険約款の定める期間が満了したこと因り」を加え、「第十六条の三に規定するものを除く。」を削る。

第十六条の三を削り、第十六条の四を第十六条の三とする。

第十七条第二項ただし書中「第四十六条の規定により、貸付金の弁済に代えて」を「第三十三条の二又は第四十六条の規定により」に改める。

第十七条の二を第十七条の三とし、第十七条の次に次の二条を加える。

第十七条の二 保険金額(傷害特約に係るもの)を除く)は、保険約款の定めるところにより、被保険者が死亡したときに因り支払う場合、保険期間が満了したことに因り支払う場合及び保険約款の定める期間が満了したときに因り支払う場合のそれれにつき、異なる額とすることができる。

第十二条第一項中「三年以上継続したとき」の下に「保険約款の定めるところにより保険契約者が死亡したことに因り将来の保険料の払込みを要しないこととする養老保険(以下「契約者死亡後自動継続保険」という)の保険契約にあつては、その期間内に保険契約者が死亡した場合において、その者について同項の解除の原因たる事実の存するときを除き」を加え、「者について前項」を「者について同項」に改める。

第十二条第一項中「終身保険、養老保険又は特別養老保険の」を削り、「死した後」の下に「保険契約者の生年月日」を加え、同項第六号中「養老保険又は特別養老保険」を「又は養老保険」に改め、同項第八号中「又は特別養老保険」を削り、同項中第十一号を第十二号とし、第九号及び第十号を一号ずつ繰り下げ、第八号の次に次の二号を加える。

九 被保険者の生存中に保険約款の定める期間が満了したことに因り保険金の支払をする終身保険又は養老保険の保険契約にあつては、

その期間の終期

保険金(家族保険の保険契約にあつては、その被保険者の死亡後保険契約の解除までに死亡した被保険者がある場合には、その被保険者の死亡に因る保険金を含む)に改め「既に」の下に「その」を加え、「保険契約者において」を「保険契約者又は保険金受取人において、当該解除の原因たる事実の存する」に改め、同条第三項を次のよう改め、同条第四項を削る。

3 契約者死亡後自動継続保険の保険契約(傷害特約に係る部分を除く)においては、國が保険契約者の死亡後その者について前条第一項の解除の原因たる事実の存することによりその保険契約の解除をした場合において、当該保険契約者又はその死亡後保険契約の解除までに保険金の支払の事由が発生したときは、國は、その保険金の支払をする責めに任ぜず、また、既にその保険契約の解除をした場合は、その返還を請求することができる。ただし、保険契約者の保険契約の事由が発生したときは、國は、その保険金の支払をする責めに任ぜず、また、既にその保険契約の解除をしたときは、その返還を請求することができる。ただし、保険契約者の保険契約の事由が発生したときは、この限りでない。

第一十五条第三項中第七号を第八号とし、第三

貯金又は住宅積立郵便貯金に改める。
第十六条第四号中「及び積立郵便貯金」を「積立郵便貯金及び住宅積立郵便貯金」に改める。
第二十九条第二項中「及び定額郵便貯金」を「定額郵便貯金及び住宅積立郵便貯金」に改める。
第四十六条及び第四十七条を次のように改める。
第五十三条及び第五十四条を次のように改める。
第五十五条及び第五十六条を次のように改める。
第五十八条を削り、第五十九条を第五十八条とし、第六十条中「第四十五条及び第五十四条」を「及び第四十五条」に改め、同条を第五十九条とし、同条の次に次の二章を加える。

第七章 住宅積立郵便貯金
第六十条(適格預金者のあつせん) 郵政大臣は、住宅金融公庫から住宅金融公庫法第十七条第一項又は第二項の規定による貸付けを受けようとする住宅積立郵便貯金の預金者で省令で定める要件を満たしているものに対しては、その貸付けを受けることについて住宅金融公庫へのあつせんを行なう。

第六十一条(預入の遅延等の取扱い) 住宅

積立郵便貯金における預入の遅延が生じた場合

の取扱い及びすべき期間の経過後一年が経過した

住宅積立郵便年金) 住宅積立郵便貯金は、そ

のすえ置期間の経過後二年が経過したときは、通常郵便貯金となる。

前項の場合には、第五十一条の二第二項から第四項までの規定を準用する。

第六十三条(準用規定) 住宅積立郵便貯金については、第三十三条から第四十条まで、第四十五条第一項及び第二項並びに第四十八条の規定を準用する。

貯金又は住宅積立郵便貯金に改める。

第十六条第四号中「及び積立郵便貯金」を「積立郵便貯金及び住宅積立郵便貯金」に改める。

第二十九条第二項中「及び定額郵便貯金」を「定額郵便貯金及び住宅積立郵便貯金」に改める。

第四十六条及び第四十七条を次のように改める。

第五十三条及び第五十四条を次のように改める。

第五十五条及び第五十六条を次のように改める。

第五十八条を削り、第五十九条を第五十八条とし、第六十条中「第四十五条及び第五十四条」を「及び第四十五条」に改め、同条を第五十九条とし、同条の次に次の二章を加える。

第七章 住宅積立郵便貯金
第六十条(適格預金者のあつせん) 郵政大臣は、

住宅金融公庫から住宅金融公庫法第十七条第一

項又は第二項の規定による貸付けを受けようと

する住宅積立郵便貯金の預金者で省令で定める

要件を満たしているものに対しては、その貸付け

を受けることについて住宅金融公庫へのあつせんを行なう。

第六十一条(預入の遅延等の取扱い) 住宅

積立郵便貯金における預入の遅延が生じた場合

の取扱い及びすべき期間の経過後一年が経過した

住宅積立郵便年金) 住宅積立郵便貯金は、そ

のすえ置期間の経過後二年が経過したときは、

通常郵便貯金となる。

前項の場合には、第五十一条の二第二項から

第四項までの規定を準用する。

第六十三条(準用規定) 住宅積立郵便貯金については、第三十三条から第四十条まで、第四十五条第一項及び第二項並びに第四十八条の規定を準用する。

1 附則
この法律は、昭和四十七年一月一日から施行する。

2 住宅金融公庫法の一部を次のように改正す

る。
第二十二条の二 公庫は、第十七条第一項又は

第二項の規定による貸付けの業務のうち、同

条第一項第一号に該当する郵便貯金法(昭和

二十二年法律第四百四十四号)第七条第一項第

五号に規定する住宅積立郵便貯金の預金者で

同法第六十条の規定により郵政大臣があつせんするものに対する業務について、毎事業

年度の開始前にあらかじめ、当該事業年度に

おける貸付けの申込みの見込みについての郵

政大臣からの通知に基づき、これらの者に対

する貸付けが円滑に行なわれるようできる限

り資金の配分について配慮するものとする。

2 前項に規定する貸付けの業務に係る第二十

一条第一項の規定の適用については、同項第一

号中「八割五分に相当する」とあり、「八

割に相当する」とあるのは、「に相当する」と

する。

3 第一項に規定する貸付けの業務に係る第二

一条第一項の規定の適用については、同項

中「年五分五厘」とあるのは、「年六分」とす

る。

北海道防寒住宅建設等促進法(昭和二十八年

法律第六十四号)の一部を次のように改正す

る。

第八条中第五項を第六項とし、第四項を第五

項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次

の一項を加える。

3 前項の場合において、当該貸付けが公庫法

第二十二条の二第一項に規定する貸付けの業

務に係るものであるときは、同項中「八割

に相当する」とあり、「の八割五分に相当す

る」とあるのは「に相当する」と、「年五分五

厘」とあるのは「年六分」とする。

理由

郵便貯金の預金者の利益を増進するため、郵便

貯金の貯金総額の制限額を百五十万円に引き上げ

るとともに、新たに預金者が住宅金融公庫から特

別の条件で住宅建設の資金の貸付けを受けること

ができる住宅積立郵便貯金を設ける必要がある。

これが、この法律案を提出する理由である。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

○議長(船田三君) 委員長の報告を求めます。通

信委員長金子岩三君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

○議長(船田三君) 委員長の報告を求めます。通

信委員長金子岩三君登壇

○金子岩三君 ただいま括議題となりました簡易生命保険法の一部を改正する法律案、並びに郵

便貯金法の一部を改正する法律案の両法案に關する。

この法律案は、最近における保険需要の動向等

報告いたします。

まず、簡易生命保険法の一部を改正する法律案

について申し上げます。

この法律案は、最近における保険需要の動向等

なお、この法律の施行期日は、新しい終身保険

及び养老保险に廻する改正規定は昭和四十六年九

月一日、その他の規定は同年七月一日となつてお

ります。

本案は、去る二月二十七日内閣から提出され、

同日当委員会に付託されたのであります。委員

会においては、五月十二日、質疑を終了し、討論

を省略して採決を行なった結果、全会一致をもつ

て原案のとおり可決すべきものと議決した次第で

あります。

次に、郵便貯金法の一部を改正する法律案につ

いて申し上げます。

この法律案は、郵便貯金の預金者の利益を増進

するため、郵便貯金の貯金総額の制限額を引き上

げるとともに、新たに住宅積立郵便貯金の制度を

設ける等の改正を行なうとするものであります。

この法律案は、郵便貯金の制限額については、現行の百万円

を百五十万円に引き上げるとともに、新たに設け

る住宅積立郵便貯金につき、五十万円の制限額を

別ワクとして設けることとし、また、住宅積立郵

便貯金の制度としては、この貯金は、預金者がみ

ずから居住するための住宅を建設し、あるいはこ

れに付隨する土地、または借地権を取得する場合

に、住宅金融公庫から資金の貸し付けを受け、か

つ、必要な資金を貯蓄する目的をもつて、一定の

期間毎月一定の金額を預入するものとし、その預

金者に対しては郵政大臣が公庫にあつせんを行な

い、これによって預金者は住宅の標準建設費に相

当する金額を限度として、年六分の利率により資

金の貸し付けを受けることができるようになつた

ております。

なお、この法律の施行期日は、昭和四十七年一

月一日となつております。

本案は、去る三月九日内閣から提出され、同日

当委員会に付託されたのであります。委員会に

あります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(船田中君) 両案を一括して採決いたしました。

両案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よつて、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第五 恩給法等の一部を改正する法律案

(内閣提出) ○議長(船田中君) 日程第五、恩給法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

右
国会に提出する。
昭和四十六年二月十六日
内閣総理大臣 佐藤 栄作

恩給法等の一部を改正する法律案

(恩給法の一部改正)

第一条 恩給法(大正十二年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第五十八条ノ四第一項を次のように改める。

普通恩給ハ恩給年額二十九万円以上ニシテ之ヲ受クル者ノ前年ニ於ケル恩給外ノ所得ノ年額百四十五万円ヲ超ユルトキハ恩給年額ト恩

給外ノ所得ノ年額トノ合計額ノ百七十四万円

ヲ超ユル金額ノ二割ノ金額ニ相当スル金額ヲ

停止ス但シ恩給ノ支給年額二十九万円ヲ下ラ

シムルコトナク其ノ停止年額ハ恩給年額ノ二

割ヲ超ユルコトナシ

第七十四条に次のたび書を加える。

但シ公務員ノ死亡ノ当時ヨリ不具廢疾ナル夫ニ付テハ當該不具廢疾ノ繼續スル限り之ニ扶

助料ヲ給ス

第八十条第一項第四号を次のように改める。

四 夫又ハ成年ノ子第七十四条ニ規定スル事

情止ミタルトキ

別表第二号表中「五〇六、〇〇〇円」を「五五

九、〇〇〇円」に、「四一〇、〇〇〇円」を「四五

三一、〇〇〇円」に、「三一九、〇〇〇円」を「三

六三、〇〇〇円」に、「一四八、〇〇〇円」を「一

七四、〇〇〇円」に、「一九二、〇〇〇円」を「一

一二、〇〇〇円」に、「一四七、〇〇〇円」を「一

六一、〇〇〇円」に改める。

別表第三号表中「五三七、〇〇〇円」を「五九

四、〇〇〇円」に、「四四六、〇〇〇円」を「四九

三、〇〇〇円」に、「三八一、〇〇〇円」を「四二

三、〇〇〇円」に、「三一五、〇〇〇円」を「三四

八、〇〇〇円」に、「一五一、〇〇〇円」を「一七

九、〇〇〇円」に改める。

別表第四号表中「一、〇〇一、八〇〇円」を

「一、一〇九、五〇〇円」に、「九二二、一〇〇

円」を「一、〇一〇、三〇〇円」に、「八八一、六

〇〇円」を「一、〇一〇、三〇〇円」に、「八八一、六〇〇円」を「九三九、九〇〇円」に、「五九四、四

〇〇円」を「九七五、五〇〇円」に、「八四九、六

〇〇円」を「九三九、九〇〇円」に、「五九四、四

〇〇円」を「六五七、七〇〇円」に、「五六六、二

〇〇〇円」を「六一六、四〇〇円」に、「五〇九、三

一〇〇円」を「一七四、六〇〇円」に、「一四八、

一一〇〇円」を「一七四、六〇〇円」に、「一四八、

一一〇〇円」に改める。

第二条 恩給法の一部を改正する法律(昭和二十一年法律第百五十五号)の一部を次のように改正する。

附則第十条の次に次の二条を加える。

第十条の二 下士官以上の旧軍人(下士官以上としての在職年が一年以上の者に限る)で、

旧軍人若しくは旧準軍人としての引き続く実

在職年(旧勅令第六十八号施行前に恩給を受

ける権利の裁定を受けた者の当該恩給の基礎

在職年に算入されていた実在職年を除く)又

は、旧軍属から旧軍人に転じた者及び旧軍属

から引き続いて旧軍人になつた者で旧軍属か

ら旧軍人になつた場合が恩給法第五十二条第

一項の規定に該当するものにあつては、その

旧軍属及び旧軍人としての引き続く実在職年

(旧勅令第六十八号施行前に恩給を受ける権

利の裁定を受けた者の当該恩給の基礎在職年

に算入されていた実在職年を除く)が、三年

以上七年未満であるもの(以下この条において「実在職年三年以上七年未満の旧軍人」とい

う)のうち、失格原因がなくて退職し、かつ、退職後恩給法に規定する普通恩給を受け

る権利を失うべき事由に該当しなかつた者に

対しては、一時恩給を給するものとする。

2 在職中公務に起因する傷病によらないで死

亡した実在職年三年以上七年未満の旧軍人の

遺族で、当該旧軍人の死亡後恩給法に規定す

る扶助料を受ける権利又は資格を失うべき事

由に該当しなかつたもの(実在職年三年以上

七年未満の旧軍人の子については、昭和四十六年十月一日において未成年である者又は不具廃疾で生活資料を得るみちのない者に限る。)に対しては、一時扶助料を給するものとする。

3 退職後昭和四十六年十月一日前に公務に起因する傷病によらないで死亡した実在職年三十以上七年未満の旧軍人の遺族については、当該旧軍人がその退職の日において死したものとみなして前項の規定を適用する。

4 前三項の規定による一時恩給又は一時扶助料は、昭和四十六年十月一日において現に普通恩給若しくは扶助料又は退職年金に関する権利を有している者に對しては、給しないものとする。

附則第十五条中「附則第十三条」を「恩給法の一部を改正する法律の一部を改正する法律(昭和三十年法律第百四十三号)による改正前の附則第十三条及び附則別表第一」に改める。

第十七条の二 旧軍属で、旧軍属としての引き続ぐ実在職年(旧勅令第六十八号施行前に恩給を受ける権利の裁定を受けた者の当該恩給の基礎在職年に算入されていた実在職年を除く。)又は、下士官以上の旧軍人から旧軍属に転じた者及び下士官以上の旧軍人から引き続いで旧軍属になつた者で下士官以上の旧軍人から旧軍属になつた場合が恩給法第五十二条第一項の規定に該当するものにあつては、その旧軍人及び旧軍属としての引き続ぐ実在職年(旧勅令第六十八号施行前に恩給を受ける権利の裁定を受けた者の当該恩給の基礎在職年に算入された実在職年を除く。)が、三年以上七年未満であるもの(以下この条において「実在職年三年以上七年未満の旧軍属」という。)のうち、失格原因がなくて退職し、か

つ、退職後恩給法に規定する普通恩給を受けられる権利を失うべき事由に該当しなかつた者に對しては、一時恩給を給するものとする。

2 附則第十条の二第二項及び第三項の規定は、実在職年三年以上七年未満の旧軍属の遺族について準用する。この場合において、これららの規定中「旧軍人」とあるのは、「旧軍属」と読み替えるものとする。

3 附則第十条の二第四項の規定は、前二項の規定による一時恩給又は一時扶助料について準用する。この場合において、附則第十条の二第四項中「旧軍人」とあるのは、「旧軍属」と読み替えるものとする。

4 附則第十九条中「旧軍属又は」を「附則第十七条の規定により旧軍属又は」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第十九条の二 附則第十七条の二の規定により旧軍属又はその遺族に給する一時恩給又は一時扶助料の金額は、これららの者が、当該旧軍属の退職又は死亡の時からこの法律施行の日まで年金たる恩給を給されていたものとしたならば同日において受けるべきであった恩給の年額の計算の基礎となるべき俸給年額の十二分の一に相当する金額に実在職年の年数を乗じたものとする。

附則第二十四条第九项中「第四項各号」の下に「及び前項各号」を加え、同項を同条第十項とし、同条第八項の次に次の二項を加える。

9 旧軍人、旧準軍人又は旧軍属の恩給の基礎在職年を計算する場合においては、第二項の規定にかかわらず、旧軍人、旧準軍人又は旧軍属としての実在職年に附すべき加算年(うち、次の各号に掲げるものは、恩給の基礎在職年に算入するものとする。

1 法律第三十一号による改正前の恩給法第三十二条の規定により附すべき加算年(第一項第一号に掲げる加算年を除く。)と、附則第二十四条の五第三項中「普通恩給

三十六条から第三十九条までの規定により附すべき加算年

三十六条から第三十九条までの規定により附すべき加算年

附則第二十四条の三第一項中「拘禁前の公務員としての実在職年が普通恩給についての最短恩給年限に達している者の場合を除き」を削り、同項ただし書を削り、同条第二項中「(同項ただし書に規定する場合を除く。)」を削り、同項後段を削る。

附則第二十四条の九第一項中「同条第九項」を「同条第十項」に改める。

附則第二十四条の十を附則第二十四条の十一とし、附則第二十四条の九の次に次の二項を加える。

第二十四条の十 附則第二十四条の五第一項の規定は、公務員若しくは公務員に準ずる者で、附則第二十四条第九項若しくは第十項(同条第九項に係る部分に限る。)の規定の適用によりその在職年が普通恩給についての最短恩給年限に達することとなるもの又はこれらの者の遺族について準用する。この場合において、附則第二十四条の五第一項中「昭和三十六年十月一日」とあるのは、「昭和四十六年十月一日」と読み替えるものとする。

附則第四十二条第一項ただし書中「ただし」の下に「昭和四十六年九月三十日までの間は」を加え、同条第四項中「第一項」を「恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第二号。以下「法律第二号」という。)による改正前の第一項」に改め、同条に次の二項を加える。

6 現役漁船、召募解除、解職等の事由により旧軍人を退職し、外国政府職員となつた者で、外国政府職員となるため公務員を退職した者と同視すべき事情にあるものは、第一項及び第二項の規定の適用については、外国政

府職員となるため公務員を退職した者とみなす。

附則第四十二条の次に次の二条を加える。

2 附則第二十四条の四第一項及び第三項並びに第二十四条の五第三項の規定は、前項の場合に適用する。この場合において、附則第二十四条の四第二項第四号中「昭和三十五年七月一日」とあるのは「昭和四十六年十月一日」とある。

3 法律第三十一号による改正前の恩給法第三十二条の規定により附すべき加算年(第一項第一号に掲げる加算年を除く。)と、附則第二十四条の五第三項中「普通恩給

給与は昭和三十七年十月から、同項の規定により扶助料を受ける権利を取得した者の当該取得した者の当該普通恩給又は扶助料の給与

は、昭和四十六年十月から」とあるのは「普通恩給又は扶助料を受ける権利を取得した者の当該普通恩給又は扶助料の給与

は、昭和四十六年十月から」と、「旧軍人、旧準軍人又は旧軍属」とあるのは「公務員又は公務員に準ずる者」と読み替えるものとする。

附則第二十六条中「第二十四条の九」を「第二十四条の十」に、「第二十四条の十」を「第二十四条の十一」に改める。

附則第三十四条第一項中「から第十二条まで」を「第十二条及び第十三条」に改める。

附則第四十二条第一項ただし書中「ただし」の下に「昭和四十六年九月三十日までの間は」を加え、同条第四項中「第一項」を「恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第二号。以下「法律第二号」という。)による改正前の第二項」に改め、同条に次の二項を加える。

6 現役漁船、召募解除、解職等の事由により旧軍人を退職し、外国政府職員となつた者で、外国政府職員となるため公務員を退職した者と同視すべき事情にあるものは、第一項

及び第二項の規定の適用については、外国政

府職員となるため公務員を退職した者とみなす。

附則第四十二条の次に次の二条を加える。

2 附則第二十四条の四第一項及び第三項並びに第二十四条の五第三項の規定は、前項の場合に適用する。この場合において、附則第二

十四条の四第二項第四号中「昭和三十五年七月一日」とあるのは「昭和四十六年十月一日」とある。

3 法律第三十一号による改正前の恩給法第三十二条の規定により附すべき加算年(第一項第一号に掲げる加算年を除く。)と、附則第二十四条の五第三項中「普通恩給

年月数を有する者のうち、外國政府職員として昭和二十年八月八日まで在職し、同日以後引き続き海外にあつた者の在職年の計算については、外國政府職員としての在職年月数を加えた在職年に、さらに、当該外國政府職員でなくなつた日の属する月の翌月から帰国した日の属する月(同月において公務員となつた場合においては、その前月)までの期間(未帰還者留守家族等援護法第一条に規定する未帰還者と認められる期間に限る。)の年月数を加えたものによる。

2 前条第二項の規定は、別項の規定により加えられる年月数の計算について準用する。

第四十二条の三 附則第二十四条の四第二項並びに第四十二条第二項及び第四項の規定は、法律第号による改正後の附則第四十二条

は、同年十月一日からあるのは「もの又はその遺族は、昭和四十六年十月一日から」と、同条第四項中「昭和三十六年十月」とあるのは「昭和四十六年十月」と読み替えるものとする。
附則第二十四条の四第三項の規定は、公務員としての在職年(外國政府職員となる前の公務員としての在職年を除く。)に基づき一時恩給又は一時扶助料を受けた者がある場合における法律第号による改正後の附則第四十二条又は前条の規定により給すべき普通恩給又は扶助料の年額について準用する。

階級	級	仮定俸給年額
大佐	一、七〇三、六〇〇円	一、四二五、二〇〇円
少佐	一、一〇九、五〇〇円	一、一〇九、五〇〇円
大尉	九三九、九〇〇円	八八六、三〇〇円
中佐	五六三、五〇〇円	六九七、四〇〇円
少佐	四四〇、二〇〇円	四四〇、二〇〇円
大尉	三八六、九〇〇円	三八六、九〇〇円
中尉	二八一、二〇〇円	二六七、九〇〇円
少尉	二二九、四〇〇円	二二九、四〇〇円
准士官	二一六、二〇〇円	二一五七、三〇〇円
曹長又は上等兵曹	一一六、二〇〇円	一一六、二〇〇円
軍曹又は一等兵曹	一一一、〇〇〇円	一一一、〇〇〇円
伍長又は二等兵曹	一一一、〇〇〇円	一一一、〇〇〇円
兵	一一一、〇〇〇円	一一一、〇〇〇円

備考 各階級は、これに相当するものを含むものとする。

附則別表第四を次のように改める。

附則別表第四

傷病の程度	年	額
七項	一一一、〇〇〇円	一一一、〇〇〇円

の規定」に、「前二条」を「附則第四十二条又は前二条」を「附則第四十二条から第四十二条まで

中「昭和三十五年七月一日」とあるのは「昭和四十六年十月一日」と、附則第四十二条第二条の三までの規定中に、「同条中」を「附則第四十二条から第四十二条まで

中「ものうち昭和三十六年九月三十日以前に退職し、若しくは死亡した者又はその遺族

は、同年十月一日から改める。

附則別表第六

二条の三までの規定中に、「同条第四項」を「附則第四十二条第四項」に改める。

附則別表第一を次のように改める。

仮定俸給年額	金額
一、七〇円 六〇〇円	一、七六六、五〇〇円
一、四二五、二〇〇円	一、四五六、六〇〇円
一、一〇九、五〇〇円	一、一二七、五〇〇円
九三九、九〇〇円	九七五、五〇〇円
八八六、三〇〇円	九三一、〇〇〇円
六九七、四〇〇円	七三三、四〇〇円
五六三、五〇〇円	六一〇、三〇〇円
四四〇、二〇〇円	四八一、九〇〇円
三八六、九〇〇円	四一〇、六〇〇円
三三九、四〇〇円	三七七、七〇〇円
二八一、二〇〇円	三〇九、二〇〇円
二六七、九〇〇円	二八八、九〇〇円
二五七、三〇〇円	二八一、二〇〇円
二二六、二〇〇円	二五七、三〇〇円

ついて準用する。この場合において、同項第一号及び第二号中「この法律の施行の際」とあるのは昭和四十六年十月一日」と読み替えるものとする。

(尾絶法等の一部を改正する法律の一部改正)
第五条 恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第百二十一号)の一部を次のように改正する。

5 第一項及び第二項の規定は、恩給法等の一

(号)附則第十三条の規定による特例傷病恩給を併給されている普通恩給(七十歳以上の者に給する普通恩給を除く。)の年額について準用する。この場合において、第一項中「昭和四十一年十月分」とあるのは昭和四十六年十月分」と、「扶助料の年額」とあるのは「普通恩給の年額」と、第二項中「昭和四十一年九月三十日」とあるのは「昭和四十六年九月三十日」と読み替えるものとする。

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和四十六年十月一日から施行する。

(文官等の恩給年額の改定)

し、若しくは死亡した公務員（恩給法の一部を

以下「法律第一百五十五号」という。)附則第十条第

一項に規定する旧軍人(以下「旧軍人」という。)を除く。附則第十一条を除き、以下同。」若し

くは公務員に準ずる者(法律第一百五十五号附則

第十條第一項に規定する旧軍軍人(以下「旧軍軍人」という。)を除く。以下同じ。又はこれらの

者の遺族に給する普通恩給又は扶助料について

は、その年客を
次の年号に掛ける年客に取扱
する。

一 次号及び第三号の普通恩給及び扶助料以外

4 第二項の規定は、第一項(前項において準用する場合を含む。)の規定に該当する者は、その遺族(第一項の規定によりその恩給年額を改定された者を除く。)について適用する。この場合において、同項中「この法律の施行の際」とあるのは「昭和四十六年九月三十日」

の普通恩給及び扶助料については、昭和四十六年一月分から同年九月分までにあつてはその年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額にそれぞれ対応する附則別表第一の仮定俸給年額を、同年十月分以後にあつてはその年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額にそれぞれ対応する附則別表第二の仮定俸給年額を退職又は死亡當時の俸給年額とみなし、改正後の恩給法及び改正後の法律第百五十五号附則の規定によつて算出して得た年額

二 恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十年法律第八十二号。以下「法律第八十二号」という。)附則第二条第二号の普通恩給及び扶助料については、昭和四十六年一月分から同年九月分までにあつてはその年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額にそれぞれ対応する附則別表第三の仮定俸給年額を、同年十月分以後にあつてはその年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額にそれぞれ対応する附則別表第三の仮定俸給年額を退職又は死亡當時の俸給年額とみなし、改正後の恩給法及び改正後の法律第百五十五号附則の規定によつて算出しして得た年額

給及び扶助料については、昭和四十六年一月分から同年九月分までにあつてはその年額の計算の基礎となつていて、俸給年額にそれぞれ対応する附則別表第五の仮定俸給年額を、同年十月分以降にあつてはその年額の計算の基礎となつていて、俸給年額にそれぞれ対応する附則別表第六の仮定俸給年額を退職又は死亡時の俸給年額とみなし、改正後の恩給法及び改正後の法律第百五十五号附則の規定によつて算出して得た年額。

前項の規定は、昭和三十五年四月一日以後において同じ。した公務員若しくは公務員に準ずる者又はこれらの者の遺族に給する普通恩給又

(段階)上位の同表の旧基礎俸給年額をとるこ
ととなるものに関する前項の規定の適用につい
ては、当該一段階上位の旧基礎俸給年額(公務
による傷病のため退職し、又は死亡した者に係
る普通恩給又は扶助料については当該一段階上
位の旧基礎俸給年額)を当該普通恩給又は扶助
料の旧基礎俸給年額とみなす。

3 前項に規定する普通恩給又は扶助料に関する

附則第二条第一項第一号の規定の適用について
は、同号中「同年十月分以後にあつてはその年
額の計算の基礎となつている俸給年額」とある
のは、「同年十月分以後にあつては附則第十二

条第二項の規定により同条第一項の規定の適用
について普通恩給又は扶助料の旧基礎俸給年額
とみなされた旧基礎俸給年額に基づき算出した

普通恩給又は扶助料について恩給年額の改定に
関する法令の規定(昭和二十三年六月三十日以
前に給与事由の生じた恩給の特別措置に関する

法律(昭和二十七年法律第二百四十四号)第三項
の規定を除く。)を適用したとした場合に受ける

べき普通恩給又は扶助料の年額の計算の基礎と
なつている俸給年額」とする。

4 前三项の規定は、第二項に規定する普通恩給

又は扶助料のうち、前三項の規定を適用した場
合において改定年額となるべき額が、これらの
規定を適用しないとした場合において改定年額

となるべき額に達しないときにおける当該普通
恩給又は扶助料については、適用しない。

5 第一項から前項までの規定は、恩給年額の計

2 前項の規定による特例傷病恩給の年額は、次の表のとおりとする。

不具廃疾又は傷病の程度		年 額
特 別 項 項	症 症	
第一	三	第一項症の金額にその十分の七以内の金額を 加えた金額
第二	二	四一九、二五〇円
第三	一	三三九、七五〇円
第四	一	一二七一、二五〇円

算の基礎となつた俸給と都道府県(これに準ず
るものとむ)の退職年金に関する条例上の職
員の俸給又は給料とが併給されていた者であつ
て、恩給年額の計算の基礎となつた俸給の額
が、これらの併給された俸給又は給料の合算額
の二分の一以下であつたものについては適用し
ない。

(旧軍人等に対する特例傷病恩給)

第十三条 旧軍人又は旧準軍人が、昭和十六年十
二月八日から昭和二十年十一月三十日(昭和二十
九年九月二日以後引き続き海外にあって復員し
た者については、その復員の日)までの間に旧

軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法
律(昭和三十一年法律第百七十七号)第二条第一
項に規定する地域における同項に規定する在職

期間内にその職務に関連して負傷し、又は疾病
にかかつた場合(昭和二十年九月二日以後引き
続き海外にあって復員するまでの間に負傷し、
又は疾病にかかり、裁判所が在職期間内の職務
に関連して負傷し、又は疾病にかかりたと同視
することを相当と認めた場合を含む)において、
その者が当該負傷又は疾病により恩給法別

表第一号表ノ一又は別表第一号表ノ三に規定す
る程度の不具廃疾又は傷病の状態にあるとき
は、その者に対し、その不具廃疾又は傷病の程
度に応じて特例傷病恩給を年金たる恩給として

給するものとする。ただし、退職後同法に規定
する普通恩給を受ける権利を失うべき事由に該
当した者に対しては、この限りでない。

4 第一項の規定により特別項症から第六項症ま
で又は第一款症の特例傷病恩給を受ける者に恩
給法第六十五条第三項から第五項までに規定す
る扶養家族があるときは、妻にあつては一万二
千円を、その他の扶養家族にあつては一人につ
き四千八百円(そのうち一人については、七千
二百円)を当該特例傷病恩給の年額に加給し、

第一項の規定により第二款症から第五款症まで
の特例傷病恩給を受ける者に妻があるときは、
一万二千円を当該特例傷病恩給の年額に加給す
る。

5 第一項の規定により特別項症から第二項症ま
での特例傷病恩給を受ける者(公務に起因する
傷病により特別項症から第二項症までの増加恩
給を受ける者を除く。)については、三万六千円

第一項の規定により特別項症から第二項症まで
の特例傷病恩給を受ける者(公務に起因する
傷病による特例傷病恩給を受ける者を除く。)
について、公務に起因する傷病と職務に関連す
る傷病がある場合における第二項に規定する
特例傷病恩給の年額は、同項の規定にかかるわ
ず、公務に起因する傷病を職務に関連する傷病
とみなす。これらを併合して算定した特例傷病
恩給の年額とする。ただし、その者が増加恩給

第一	四	項	症	一一〇五、五〇〇円
第二	五	項	症	一五九、〇〇〇円
第三	六	項	症	一二一、五〇〇円
第四	一	款	症	一一三、二五〇円
第五	二	款	症	一〇五、〇〇〇円
第六	三	款	症	七九、五〇〇円
第七	四	款	症	六三、〇〇〇円
第八	五	款	症	五四、七五〇円

3 第一項の規定により特別項症から第六項症ま
で又は第一款症の特例傷病恩給を受ける者に恩
給法第六十五条第三項から第五項までに規定す
る扶養家族があるときは、妻にあつては一万二
千円を、その他の扶養家族にあつては一人につ
き四千八百円(そのうち一人については、七千
二百円)を当該特例傷病恩給の年額に加給し、
第一項の規定により第二款症から第五款症まで
の特例傷病恩給を受ける者に妻があるときは、
一万二千円を当該特例傷病恩給の年額に加給す
る。

4 第一項の規定により新たに特例傷病恩給につ
いては、同項から前項までに規定する場合を除
くほか、傷病年金に関する法令の規定を準用す
る。

5 第一項の規定により新たに特例傷病恩給につ
いては、同項から前項までに規定する場合を除
くほか、傷病年金に関する法令の規定を準用す
る。

6 第一項の規定により給する特例傷病恩給につ
いては、同項から前項までに規定する場合を除
くほか、傷病年金に関する法令の規定を準用す
る。

7 第一項の規定により新たに特例傷病恩給につ
いては、同項から前項までに規定する場合を除
くほか、傷病年金に関する法令の規定を準用す
る。

8 第一項の規定により新たに特例傷病恩給を給
されることとなる者の当該特例傷病恩給の給与
は、昭和四十六年十月から始めるものとする。
(職權改定)

9 第十四条 この法律の附則の規定による恩給年
額の改定は、附則第三条及び第十一条の規定に
よるものと除き、裁判所が受給者の請求を待た
ずに行なう。

(多額所得による恩給停止についての経過措置)
第十一条 改正後の恩給法第五十八条ノ四の規定
は、昭和四十六年九月三十日以前に給与事由の
生じた普通恩給についても適用する。

附則別表第一

恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額	仮 定 債 給 年 類
一六二、五〇〇円	一六五、八〇〇円
一六六、九〇〇円	一七〇、四〇〇円
一七〇、八〇〇円	一七四、四〇〇円
一七六、四〇〇円	一八〇、〇〇〇円
一七九、七〇〇円	一八三、四〇〇円
一八六、〇〇〇円	一八九、八〇〇円
一九五、〇〇〇円	一九九、〇〇〇円
二〇四、五〇〇円	二〇八、七〇〇円
二一三、七〇〇円	二一八、一〇〇円
二二三、三〇〇円	五〇九、三〇〇円
二三三、九〇〇円	五三七、六〇〇円
二三三、六〇〇円	五三七、四〇〇円
二四一、一〇〇円	二四七、一〇〇円
二四八、一〇〇円	二五三、三〇〇円
二五四、一〇〇円	二五九、四〇〇円
二六一、一〇〇円	二六六、五〇〇円
二七一、〇〇〇円	二七六、六〇〇円
二七九、四〇〇円	二八五、二〇〇円
二八七、四〇〇円	二九三、四〇〇円
二九七、〇〇〇円	三〇三、一〇〇円
三〇六、八〇〇円	三一三、一〇〇円
三一七、三〇〇円	三二三、九〇〇円
三二八、〇〇〇円	三三四、八〇〇円
三四一、四〇〇円	三四八、四〇〇円
三四九、六〇〇円	三五六、九〇〇円

三六〇、六〇〇円	三六八、一〇〇円	九〇〇
三七一、一〇〇円	三七八、八〇〇円	
三九二、四〇〇円	四〇〇、五〇〇円	
三九七、九〇〇円	四〇六、一〇〇円	
四一四、〇〇〇円	四二二、六〇〇円	
四三五、五〇〇円	四四四、六〇〇円	
四五九、四〇〇円	四五八、九〇〇円	
四七一、四〇〇円	四八一、二〇〇円	
四八三、〇〇〇円	四九三、〇〇〇円	
四九九、七〇〇円	五一〇、〇〇〇円	
五〇九、三〇〇円	五一九、八〇〇円	
五三七、六〇〇円	五四八、七〇〇円	
五五一、六〇〇円	五六三、〇〇〇円	
五六六、二〇〇円	五六七、九〇〇円	
五九四、四〇〇円	六〇六、七〇〇円	
六二一、九〇〇円	六三五、八〇〇円	
六三〇、三〇〇円	六四三、四〇〇円	
六五三、八〇〇円	六六七、三〇〇円	
六八七、二〇〇円	七〇一、四〇〇円	
七一〇、三〇〇円	七三五、二〇〇円	
七四〇、七〇〇円	七五六、〇〇〇円	
七六〇、七〇〇円	七七六、四〇〇円	
八〇一、一〇〇円	八一七、六〇〇円	
八四一、五〇〇円	八五八、九〇〇円	
八四九、六〇〇円	八六七、一〇〇円	
八八一、六〇〇円	八九九、九〇〇円	

官 報 (号 外)

13

九三一、一〇〇円	九四一、二〇〇円
九六一、七〇〇円	九八二、六〇〇円
一、〇〇一、八〇〇円	一、〇三一、五〇〇円
一、〇一八、一〇〇円	一、〇四九、四〇〇円
一、〇五五、一〇〇円	一、〇七七、〇〇〇円
一、一〇七、三〇〇円	一、一三〇、二〇〇円
一、一五九、九〇〇円	一、一八三、九〇〇円
一、一八六、四〇〇円	一、二一〇、九〇〇円
一、二二二、〇〇〇円	一、二三七、一〇〇円
一、二六四、一〇〇円	一、二九〇、四〇〇円
一、二八八、一〇〇円	一、三四四、八〇〇円
一、三一六、四〇〇円	一、三四三、七〇〇円
一、三六八、七〇〇円	一、三九七、〇〇〇円
一、四一五、六〇〇円	一、四五五、一〇〇円
一、四五四、九〇〇円	一、四八五、〇〇〇円
一、四八二、六〇〇円	一、五一三、三〇〇円
一、五一、七〇〇円	一、五四三、〇〇〇円
一、五三九、八〇〇円	一、五七一、六〇〇円
一、五六六、六〇〇円	一、六二九、六〇〇円
一、六五三、四〇〇円	一、六八七、六〇〇円
一、六八一、五〇〇円	一、七一六、三〇〇円
一、七一〇、四〇〇円	一、七四五、八〇〇円

恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額が一六二、五〇〇円未満の場合又は一、七一〇、四〇〇円をこえる場合においては、その年額に百分の百一・〇七を乗じて得た額（その額に五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げるものとする。）とする。

附則別表第一

恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額	仮 定 備 給 年 額
一六二、五〇〇円	一七九、七〇〇円
一六六、九〇〇円	一八四、七〇〇円
一七〇、八〇〇円	一八九、〇〇〇円
一七六、四〇〇円	一九五、一〇〇円
一八六、〇〇〇円	一九八、八〇〇円
一九五、〇〇〇円	二一五、七〇〇円
二〇四、五〇〇円	二二六、二〇〇円
二二三、七〇〇円	二三六、四〇〇円
二三三、三〇〇円	二四七、〇〇〇円
二三三、六〇〇円	二五七、三〇〇円
二四一、一〇〇円	二六七、九〇〇円
二四八、一〇〇円	二七四、六〇〇円
二五四、一〇〇円	二八一、二〇〇円
二六一、一〇〇円	二八八、九〇〇円
二七一、〇〇〇円	二九九、八〇〇円
二七九、四〇〇円	三〇九、二〇〇円
二八七、四〇〇円	三一八、〇〇〇円
二九七、〇〇〇円	三二八、六〇〇円
三〇六、八〇〇円	三三九、四〇〇円
三一七、三〇〇円	三五一、一〇〇円
三一八、〇〇〇円	三六二、九〇〇円
三四一、四〇〇円	三七七、七〇〇円
三四九、六〇〇円	三八六、九〇〇円

昭和四十六年五月十三日 衆議院会議録第二十九号 恩給法等の一部を改正する法律案

三六〇、六〇〇円	三九九、〇〇〇円	九三一、一〇〇円	一、〇一〇、八〇〇円
三七一、一〇〇円	四一〇、六〇〇円	九六二、七〇〇円	一、〇六五、一〇〇円
三九二、四〇〇円	四三四、一〇〇円	一、〇〇一、八〇〇円	一、一〇九、五〇〇円
三九七、九〇〇円	四四〇、二〇〇円	一、〇一八、一〇〇円	一、一三七、五〇〇円
四一四、〇〇〇円	四五八、一〇〇円	一、〇五五、一〇〇円	一、一六七、五〇〇円
四三五、五〇〇円	四八一、九〇〇円	一、一〇七、三〇〇円	一、一二五、一〇〇円
四五九、四〇〇円	五〇八、三〇〇円	一、一五九、九〇〇円	一、二八三、三〇〇円
四七一、四〇〇円	五二一、六〇〇円	一、一八六、四〇〇円	一、三一一、六〇〇円
四八三、〇〇〇円	五三四、四〇〇円	一、二二二、〇〇〇円	一、三九八、八〇〇円
四九九、七〇〇円	五五二、八〇〇円	一、二六四、一〇〇円	一、四二五、二〇〇円
五〇九、三〇〇円	五六三、五〇〇円	一、二八八、一〇〇円	一、四五六、六〇〇円
五三七、六〇〇円	五九四、八〇〇円	一、三一六、四〇〇円	一、四五六、六〇〇円
五五一、六〇〇円	六一〇、三〇〇円	一、三六八、七〇〇円	一、五一四、三〇〇円
五六六、二〇〇円	六二六、四〇〇円	一、四二五、六〇〇円	一、五七七、三〇〇円
五九四、四〇〇円	六五七、七〇〇円	一、四五四、九〇〇円	一、六〇九、七〇〇円
六二一、九〇〇円	六八九、二〇〇円	一、四八二、六〇〇円	一、六四〇、四〇〇円
六三〇、三〇〇円	六九七、四〇〇円	一、五一、七〇〇円	一、六七一、六〇〇円
六五三、八〇〇円	七三三、四〇〇円	一、五三九、八〇〇円	一、七〇三、六〇〇円
六八七、二〇〇円	七六〇、三〇〇円	一、五九六、六〇〇円	一、七六六、五〇〇円
七一〇、三〇〇円	七九七、〇〇〇円	一、六五三、四〇〇円	一、八二九、四〇〇円
七四〇、七〇〇円	八一九、五〇〇円	一、六八一、五〇〇円	一、八六〇、五〇〇円
七六〇、七〇〇円	八四一、六〇〇円	一、七一〇、四〇〇円	一、八九二、四〇〇円
八〇一、一〇〇円	八八六、三〇〇円		
八四一、五〇〇円	九三一、〇〇〇円		
八四九、六〇〇円	九三九、九〇〇円		
八八一、六〇〇円	九七五、五〇〇円		

恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額が一六一、五〇〇円未満の場合又は一、七一〇、四〇〇円をこえる場合には、その年額に百分の百十・六四を乗じて得た額（その額に五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げるものとする。）とする。
--

附則別表第三

恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額	仮定俸給年額
四八一、二〇〇円	四九一、二〇〇円
五七五、四〇〇円	五八七、三〇〇円
六六九、六〇〇円	六八三、四〇〇円
七七五、〇〇〇円	七九一、〇〇〇円
八八〇、四〇〇円	八九八、七〇〇円
九八六、四〇〇円	一〇〇六、九〇〇円
一〇九一、九〇〇円	一一九七、二〇〇円
一九七、二〇〇円	二二一、〇〇〇円
四二八、二〇〇円	四九〇、三〇〇円
四九〇、三〇〇円	五四七、七〇〇円
五二一、一〇〇円	六三三、三〇〇円
四五七、八〇〇円	七三六、八〇〇円
五四七、七〇〇円	八八一、八〇〇円
六三一、三〇〇円	九七八、三〇〇円
七三六、八〇〇円	一二三、〇〇〇円
八八一、八〇〇円	二六五、七〇〇円
九七八、三〇〇円	九三六、一〇〇円
一二三、〇〇〇円	一〇九一、四〇〇円
六五三、七〇〇円	一一九七、二〇〇円
七三六、八〇〇円	二二一、〇〇〇円
九七八、三〇〇円	三九二、九〇〇円
一二三、〇〇〇円	四三五、四〇〇円
六五三、七〇〇円	四五八、六〇〇円
七三六、八〇〇円	五一〇、八〇〇円
九七八、三〇〇円	五六一、三〇〇円
一〇九一、九〇〇円	七二一、六〇〇円
一一九七、二〇〇円	七三一、六〇〇円
二二一、〇〇〇円	七七四、〇〇〇円
九三六、一〇〇円	八七九、九〇〇円
一〇九一、四〇〇円	九七四、二〇〇円
一一九七、二〇〇円	八九八、一〇〇円

附則別表第四

恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額	仮定俸給年額
三四九、七〇〇円	三五七、〇〇〇円
三七一、三〇〇円	三七九、〇〇〇円
三九二、九〇〇円	四〇一、〇〇〇円
四五四、四〇〇円	四五八、六〇〇円
五六一、三〇〇円	五一〇、八〇〇円
六二一、八〇〇円	五六一、三〇〇円
六三五、七〇〇円	六三六、六〇〇円
六四三、五〇〇円	六四三、五〇〇円
七二一、六〇〇円	七三七、六〇〇円
七三一、六〇〇円	七三七、六〇〇円
七七四、〇〇〇円	七九〇、〇〇〇円
八七九、九〇〇円	八九八、一〇〇円

官報(号外)

九五七、一〇〇円	九七六、九〇〇円	七七四、〇〇〇円	八五六、四〇〇円
九七五、七〇〇円	九九五、九〇〇円	八七九、九〇〇円	九七三、五〇〇円
一、〇五六、二〇〇円	一、〇七八、〇〇〇円	九五七、一〇〇円	一、〇五九、〇〇〇円
一、一七八、二〇〇円	一、二〇二、六〇〇円	九七五、七〇〇円	一、〇七九、六〇〇円
一、二六四、八〇〇円	一、二九〇、九〇〇円	一、〇五六、二〇〇円	一、一六八、六〇〇円
一、三七〇、〇〇〇円	一、三九八、四〇〇円	一、一七八、二〇〇円	一、三〇三、六〇〇円
一、四八五、〇〇〇円	一、五一五、七〇〇円	一、二六四、八〇〇円	一、三九九、三〇〇円
一、五九九、九〇〇円	一、六三三、〇〇〇円	一、三七〇、〇〇〇円	一、五一五、九〇〇円
一、七一五、五〇〇円	一、七五一、〇〇〇円	一、四八五、〇〇〇円	一、六四三、〇〇〇円
一、七三六、八〇〇円	一、七七二、八〇〇円	一、五九九、九〇〇円	一、七七〇、二〇〇円
一、八八一、八〇〇円	一、九一〇、七〇〇円	一、七一五、五〇〇円	一、八九八、一〇〇円
一、九七八、三〇〇円	一、九一九、二〇〇円	一、七三六、八〇〇円	一、九二一、七〇〇円
二、一二三、〇〇〇円	一、一六六、九〇〇円	一、八八一、八〇〇円	一、一八八、〇〇〇円
二、六五三、七〇〇円	一、七〇八、六〇〇円	一、九七八、三〇〇円	一、二〇八二、〇〇〇円
		二、一二三、〇〇〇円	二、一八八、八〇〇円
		二、六五三、七〇〇円	二、三四八、九〇〇円
		二、九三六、一〇〇円	

附則別表第六

恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額	仮定俸給年額
三四九、七〇〇円	三八七、〇〇〇円
三七一、三〇〇円	四一〇、八〇〇円
三九二、九〇〇円	四三四、七〇〇円
四三五、四〇〇円	四八一、七〇〇円
四五八、六〇〇円	五〇七、四〇〇円
五一〇、八〇〇円	五六五、二〇〇円
五六一、三〇〇円	六二一、〇〇〇円
六三一、八〇〇円	六八九、二〇〇円
六四三、五〇〇円	七二二、〇〇〇円
七三一、六〇〇円	七九九、六〇〇円

附則別表第七

(4) 恩給法第七十五条第一項第二号に規定する扶助料の場合

上欄	下欄
一、一〇九、五〇〇円	一、〇三三、五〇〇円
一、〇一〇、三〇〇円	九四一、二〇〇円
九七五、五〇〇円	八九九、九〇〇円
九三九、九〇〇円	八六七、一〇〇円
六五七、七〇〇円	六〇六、七〇〇円
六二六、四〇〇円	五七七、九〇〇円
五六三、五〇〇円	五一九、八〇〇円

四五八、一〇〇円	四二一、六〇〇円	三八六、九〇〇円	三五六、九〇〇円
四四〇、二〇〇円	四〇六、一〇〇円	三六二、九〇〇円	三三四、八〇〇円
四一〇、六〇〇円	三七八、八〇〇円	三三九、四〇〇円	三一三、一〇〇円
三九九、〇〇〇円	三六八、一〇〇円	三一八、六〇〇円	三〇三、一〇〇円
三八六、九〇〇円	三五六、九〇〇円	三〇九、二〇〇円	二八五、二〇〇円
三三九、四〇〇円	三二三、一〇〇円	一七四、六〇〇円	二五三、三〇〇円
二九九、八〇〇円	二七六、六〇〇円	一七七、九〇〇円	二四七、一〇〇円
二八八、九〇〇円	二六六、五〇〇円	一五九、四〇〇円	二三七、九〇〇円
二八一、二〇〇円	一五九、四〇〇円	一七四、六〇〇円	二〇八、七〇〇円
一七四、六〇〇円	一五三、三〇〇円	一六七、九〇〇円	一三六、二〇〇円
一五七、三〇〇円	一四七、一〇〇円	一五七、三〇〇円	一一〇、三五一円
一四七、〇〇〇円	一二七、九〇〇円	一三〇、四四二円	一一〇、三五一円
一一六、二〇〇円	一二八、七〇〇円	一一七、〇〇〇円	一一〇、三五一円
一七三、七九七円	一六〇、三五二円	一一〇、四四二円	一一〇、三五一円

(回) 恩給法第七十五条第一項第三号に規定する扶助料の場合

附則別表第八	不具廐疾の程度							年 額
	特	別	項	症	加えた金額にその十分の七以内の金額を	第一項症の金額		
上	欄	下	欄	第一	一	項	症	五一六、〇〇〇円
				第一	一	項	症	五一六、〇〇〇円
				第二	二	項	症	四一八、〇〇〇円
				第三	三	項	症	三三五、〇〇〇円
				第四	四	項	症	二五六、〇〇〇円
				第五	五	項	症	一九六、〇〇〇円
				第六	六	項	症	一五〇、〇〇〇円
附則別表第九								
第	四	款	症	傷	病	の	程	度
第	一	款	症	第一	一	款	症	金額
第	二	款	症					五四八、〇〇〇円
第	三	款	症					四五五、〇〇〇円
第	四	款	症					三九〇、〇〇〇円
第	五	款	症					三三一、〇〇〇円
第	六	款	症					二九九、〇〇〇円
第	七	款	症					二五三、〇〇〇円
第	八	款	症					二一七、〇〇〇円
第	九	款	症					一九九、〇〇〇円
第	十	款	症					一五九、〇〇〇円
第	十一	款	症					一一九、〇〇〇円
第	十二	款	症					七九七、〇〇〇円
第	十三	款	症					五九九、〇〇〇円
第	十四	款	症					五四三、〇〇〇円
第	十五	款	症					三九九、〇〇〇円
第	十六	款	症					二九九、〇〇〇円
第	十七	款	症					一九九、〇〇〇円
第	十八	款	症					一九九、〇〇〇円
第	十九	款	症					一九九、〇〇〇円
第	二十	款	症					一九九、〇〇〇円
第	二十一	款	症					一九九、〇〇〇円
第	二十二	款	症					一九九、〇〇〇円
第	二十三	款	症					一九九、〇〇〇円
第	二十四	款	症					一九九、〇〇〇円
第	二十五	款	症					一九九、〇〇〇円
第	二十六	款	症					一九九、〇〇〇円
第	二十七	款	症					一九九、〇〇〇円
第	二十八	款	症					一九九、〇〇〇円
第	二十九	款	症					一九九、〇〇〇円
第	三十	款	症					一九九、〇〇〇円
第	三十一	款	症					一九九、〇〇〇円
第	三十二	款	症					一九九、〇〇〇円
第	三十三	款	症					一九九、〇〇〇円
第	三十四	款	症					一九九、〇〇〇円
第	三十五	款	症					一九九、〇〇〇円
第	三十六	款	症					一九九、〇〇〇円
第	三十七	款	症					一九九、〇〇〇円
第	三十八	款	症					一九九、〇〇〇円
第	三十九	款	症					一九九、〇〇〇円
第	四十	款	症					一九九、〇〇〇円
第	四十一	款	症					一九九、〇〇〇円
第	四十二	款	症					一九九、〇〇〇円
第	四十三	款	症					一九九、〇〇〇円
第	四十四	款	症					一九九、〇〇〇円
第	四十五	款	症					一九九、〇〇〇円
第	四十六	款	症					一九九、〇〇〇円
第	四十七	款	症					一九九、〇〇〇円
第	四十八	款	症					一九九、〇〇〇円
第	四十九	款	症					一九九、〇〇〇円
第	五十	款	症					一九九、〇〇〇円
第	五十一	款	症					一九九、〇〇〇円
第	五十二	款	症					一九九、〇〇〇円
第	五十三	款	症					一九九、〇〇〇円
第	五十四	款	症					一九九、〇〇〇円
第	五十五	款	症					一九九、〇〇〇円
第	五十六	款	症					一九九、〇〇〇円
第	五十七	款	症					一九九、〇〇〇円
第	五十八	款	症					一九九、〇〇〇円
第	五十九	款	症					一九九、〇〇〇円
第	六十	款	症					一九九、〇〇〇円
第	六十一	款	症					一九九、〇〇〇円
第	六十二	款	症					一九九、〇〇〇円
第	六十三	款	症					一九九、〇〇〇円
第	六十四	款	症					一九九、〇〇〇円
第	六十五	款	症					一九九、〇〇〇円
第	六十六	款	症					一九九、〇〇〇円
第	六十七	款	症					一九九、〇〇〇円
第	六十八	款	症					一九九、〇〇〇円
第	六十九	款	症					一九九、〇〇〇円
第	七十	款	症					一九九、〇〇〇円
第	七十一	款	症					一九九、〇〇〇円
第	七十二	款	症					一九九、〇〇〇円
第	七十三	款	症					一九九、〇〇〇円
第	七十四	款	症					一九九、〇〇〇円
第	七十五	款	症					一九九、〇〇〇円
第	七十六	款	症					一九九、〇〇〇円
第	七十七	款	症					一九九、〇〇〇円
第	七十八	款	症					一九九、〇〇〇円
第	七十九	款	症					一九九、〇〇〇円
第	八十	款	症					一九九、〇〇〇円
第	八十一	款	症					一九九、〇〇〇円
第	八十二	款	症					一九九、〇〇〇円
第	八十三	款	症					一九九、〇〇〇円
第	八十四	款	症					一九九、〇〇〇円
第	八十五	款	症					一九九、〇〇〇円
第	八十六	款	症					一九九、〇〇〇円
第	八十七	款	症					一九九、〇〇〇円
第	八十八	款	症					一九九、〇〇〇円
第	八十九	款	症					一九九、〇〇〇円
第	九十	款	症					一九九、〇〇〇円
第	九十一	款	症					一九九、〇〇〇円
第	九十二	款	症					一九九、〇〇〇円
第	九十三	款	症					一九九、〇〇〇円
第	九十四	款	症					一九九、〇〇〇円
第	九十五	款	症					一九九、〇〇〇円
第	九十六	款	症					一九九、〇〇〇円
第	九十七	款	症					一九九、〇〇〇円
第	九十八	款	症					一九九、〇〇〇円
第	九十九	款	症					一九九、〇〇〇円
第	一百	款	症					一九九、〇〇〇円
第	一百一	款	症					一九九、〇〇〇円
第	一百二	款	症					一九九、〇〇〇円
第	一百三	款	症					一九九、〇〇〇円
第	一百四	款	症					一九九、〇〇〇円
第	一百五	款	症					一九九、〇〇〇円
第	一百六	款	症					一九九、〇〇〇円
第	一百七	款	症					一九九、〇〇〇円
第	一百八	款	症					一九九、〇〇〇円
第	一百九	款	症					一九九、〇〇〇円
第	一百十	款	症					一九九、〇〇〇円
第	一百十一	款	症					一九九、〇〇〇円
第	一百十二	款	症					一九九、〇〇〇円
第	一百十三	款	症					一九九、〇〇〇円
第	一百十四	款	症					一九九、〇〇〇円
第	一百十五	款	症					一九九、〇〇〇円
第	一百十六	款	症					一九九、〇〇〇円
第	一百十七	款	症					一九九、〇〇〇円
第	一百十八	款	症					一九九、〇〇〇円
第	一百十九	款	症					一九九、〇〇〇円
第	一百二十	款	症					一九九、〇〇〇円
第	一百二十一	款	症					一九九、〇〇〇円
第	一百二十二	款	症					一九九、〇〇〇円
第	一百二十三	款	症					一九九、〇〇〇円
第	一百二十四	款	症					一九九、〇〇〇円
第	一百二十五	款	症					一九九、〇〇〇円
第	一百二十六	款	症					一九九、〇〇〇円
第	一百二十七	款	症					一九九、〇〇〇円
第	一百二十八	款	症					一九九、〇〇〇円
第	一百二十九	款	症					一九九、〇〇〇円
第	一百三十	款	症					一九九、〇〇〇円
第	一百三十一	款	症					一九九、〇〇〇円
第	一百三十二	款	症					一九九、〇〇〇円
第	一百三十三	款	症					一九九、〇〇〇円
第	一百三十四	款	症					一九九、〇〇〇円
第	一百三十五	款	症					一九九、〇〇〇円
第	一百三十六	款	症					一九九、〇〇〇円
第	一百三十七	款	症					一九九、〇〇〇円
第	一百三十八	款	症					一九九、〇〇〇円
第	一百三十九	款	症					一九九、〇〇〇円
第	一百四十	款	症					一九九、〇〇〇円
第	一百四十一	款	症					一九九、〇〇〇円
第	一百四十二	款	症					一九九、〇〇〇円
第	一百四十三	款	症					一九九、

官報 (号外)

昭和四十六年五月十三日 衆議院会議録第二十九号 恩給法等の一部を改正する法律案

第 五 款 症	二五七、〇〇〇円
------------------	----------

附則別表第十

傷 病 の 程 度	年 額
七 項 症	一〇三、〇〇〇円

附則別表第十一

傷 病 の 程 度	年 額
一 款 症	一二九、〇〇〇円
二 款 症	九八、〇〇〇円
三 款 症	七七、〇〇〇円
四 款 症	六七、〇〇〇円

普通恩給を併給される者の傷病年金の年額は、この表の年額の十分の七・五に相当する金額とする。

附則別表第十二

階 級	仮 定 俸 給 年 額
大將	一、五七一、六〇〇円
中將	一、三一四、八〇〇円
少將	一、〇二三、五〇〇円
大佐	八六七、一〇〇円
中佐	八一七、六〇〇円
少佐	六四三、四〇〇円
大尉	五一九、八〇〇円
中尉	四〇六、一〇〇円
少尉	三五六、九〇〇円
准士官	三一三、一〇〇円
曹長又は上等兵曹	一一五九、四〇〇円
軍曹又は一等兵曹	一四七、一〇〇円
	一一七、四〇〇円
	一一八、七〇〇円

理由

最近の経済情勢にかんがみ、恩給年額等について所要の是正を行なうとともに、昭和二十三年六月三十日以前に給与事由の生じた文官等の恩給についての不均衡を是正し、実在職年三年以上七年未満の下士官以上の旧軍人等に対する一時恩給の支給及び本邦等において職務に関連して傷病を受けた旧軍人等に対する特例傷病恩給の支給を行なうこととし、あわせて外国政府職員等の在職期間

九〇六

伍長又は二等兵曹

一三七、四〇〇円
二〇八、七〇〇円

兵

備考 各階級は、これに相当するものを含むものとする。

附則別表第十三

仮 定 俸 給 年 額	金 額
一、五七一、六〇〇円	一、六二九、六〇〇円
一、三一四、八〇〇円	一、三四三、七〇〇円
一、〇二三、五〇〇円	一、〇四九、四〇〇円
八六七、一〇〇円	八九九、九〇〇円
八一七、六〇〇円	八五八、九〇〇円
六四三、四〇〇円	六六七、三〇〇円
五一九、八〇〇円	五六三、〇〇〇円
四〇六、一〇〇円	四四四、六〇〇円
三五六、九〇〇円	三七八、八〇〇円
三一三、一〇〇円	三四八、四〇〇円
一一五九、四〇〇円	一二八五、二〇〇円
一四七、一〇〇円	一二六六、五〇〇円
一一七、四〇〇円	一二五九、四〇〇円
一一八、七〇〇円	一二三七、四〇〇円

の通算の条件を緩和する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(船田中君) 委員長の報告を求めます。内閣委員長天野公義君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

ものとする。

第二十条中「行政書士会連合会」を「日本行政書士会連合会」に改める。

第二十三条第一号中「第九条第二項、第十条」を「第九条」に改め、同条の次に次の二条を加える。

第二十四条 行政書士会又は日本行政書士会連合会が第十六条の三第一項（第十八条の三において準用する場合を含む。）の規定に基づく政令に違反して登記することを怠つたときは、その行政書士会又は日本行政書士会連合会の代表者は、一万円以下の過料に処する。

第二条 行政書士法の一部を次のよう改正する。

第五条第五号中「登録取消」を「業務の禁止」に改める。

第六条第一項中「都道府県」を「都道府県の区域内に設立された行政書士会」に改め、同条第四項を削り、同条第三項中「都道府県」を「行政書士会」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「政令の定めるところにより、登録手数料を当該都道府県」を「自治省令で定める金額の範囲内で行政書士会が定める額の手数料を当該行政書士会」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二条を加える。

2 行政書士名簿の登録は、行政書士会が行なう。

第六条の次に次の二条を加える。

（登録の申請及び決定）

第六条の一 前条第一項の規定による登録を受けようとする者は、当該行政書士会に登録の申請をしなければならない。

2 行政書士会は、前項の規定による登録の申請を受けた場合において、当該申請者が行政書士となることができる者であると認めたときは、行政書士名簿に登録し、当該申請者が行政書士となることができない者であると認めたときは、登録を拒否しなければならない。

い。

3 行政書士会は、前項の規定により登録を拒否したときは、その理由を附記した書面によりその旨を当該申請者に通知しなければならない。

（登録を拒否された場合等の審査請求）

第六条の三 前条第二項の規定により登録を拒否された者は、当該処分に不服があるときは、当該処分をした行政書士会の事務所の所在地を管轄する都道府県知事に対して行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による審査請求をすることができる。

2 前条第一項の規定による登録の申請をした者は、当該申請をした日から三月を経過しても当該申請に対する処分がされない場合には、当該申請を受けた行政書士会の事務所の所在地を管轄する都道府県知事に対して前項の審査請求をすることができる。この場合には、

3 前二項の規定による審査請求が理由があるときは、当該都道府県知事は、当該行政書士会に対して相当の処分をすべき旨を命じなければならない。

（変更登録）

第六条の四 行政書士は、第六条第一項の規定

により登録を受けた事項に変更を生じたときには、遅滞なく、変更の登録を申請しなければならない。

第七条の見出し及び同条各号列記以外の部分中「まつ消」を「抹消」に改め、同条各号列記以外の部分中「都道府県知事」を「行政書士会」に改め、同条第二号中「前条」を「第六条」に、「当該都道府県」を「当該都道府県の区域内に設立された行政書士会」に改め、同条第五号中「前条第三項」を「第六条第四項」に改め、同条に

次の二項を加える。

2 行政書士会は、行政書士が引き続き二年以上業務を行なわないときは、その登録を抹消することができる。この場合においては、当該行政書士に対してその旨をあらかじめ通知するとともに、弁明の機会を与えるなければならぬ。

（登録の細目）

第七条の二 この法律に定めるもののほか、登録の申請、登録の抹消、行政書士名簿その他登録に関する必要な事項は、都道府県規則で定める。

第八条中「都道府県」を「行政書士会の事務所の所在地の属する都道府県」に改める。

第十五条第二項中「事務を行なう」を「事務を行ない、並びに行政書士の登録に関する事務を行なう」に改める。

第十六条中第九号を第十号とし、第五号から第八号までを「一」ずつ繰り下げ、第四号の次に次の二号を加える。

五 行政書士の登録に関する規定

第十六条の五中「都道府県の区域内に設立された」を削る。

第十九条の二第一号中「第五号、第七号及び第八号」を「第六号、第八号及び第九号」に改める。

第六条の見出し及び同条各号列記以外の部分中「まつ消」を「抹消」に改め、同条各号列記以外の部分中「都道府県知事」を「行政書士会」に改め、同条第二号中「前条」を「第六条」に、「当該都道府県」を「当該都道府県の区域内に設立された行政書士会」に改め、同条第五号中「前条第三項」を「第六条第四項」に改め、同条に

項及び第五項並びに附則第三条の規定は公布の日から起算して六月をこえない範囲内で政令で定める日から、第二条、附則第四条及び附則第五条の規定は第一条の規定の施行の日から起算して一年を経過した日から施行する。

第二条 第一条の規定の施行と同時に、同条の規定による改正前の行政書士法（以下この条において「旧法」という。）による行政書士会（以下「旧行政書士会」という。）は、第一条の規定による改正後の行政書士法（以下この条において「新法」という。）による法人たる行政書士会（以下「新行政書士会」という。）となり、旧行政書士会の役員は、退任するものとする。

（第一条の規定による改正に伴う経過措置）

2 旧行政書士会は、第一条の規定の施行前に、あらかじめ、その会則を新法の規定に適合する新法による法人たる日本行政書士会連合会（以下「新連合会」という。）となり、旧連合会の役員は、退任するものとする。

3 第一条の規定の施行と同時に、旧法による行政書士会連合会（以下「旧連合会」という。）は、新法による法人たる日本行政書士会連合会（以下「新連合会」という。）となり、旧連合会の役員は、退任するものとする。

4 旧連合会は、第一条の規定の施行前に、あらかじめ、新連合会の会則について、新法の例により新法の規定による自治大臣の認可を受け、かつ、新連合会の役員を選任しておかなければならぬ。

5 第一条の規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（第一条の規定による改正に伴う関係法律の一部改正）

第三条 所得税法（昭和四十一年法律第三十二号）の一部を次のよう改正する。

別表第一第一号の表中環境衛生同業組合連合会（会員に出資をさせないものに限る。）の項の次に次のように加える。

第一条 この法律中、次条第二項及び第四項の規定は公布の日から、第一条、次条第一項、第三

<p>会 行政書士 (行政書士法(昭和二十六年法) 律第四号))</p> <p>別表第一第一号の表中日本学校給食会の項の 次に次のように加える。</p>			
<p>日本行政書士会連合会 行政書士法</p>			
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">行政書士</td> <td style="width: 33%;">行政書士法(昭和二十六年法) 律第四号)</td> <td style="width: 33%;">行政書士法</td> </tr> </table>	行政書士	行政書士法(昭和二十六年法) 律第四号)	行政書士法
行政書士	行政書士法(昭和二十六年法) 律第四号)	行政書士法	
<p>別表第二第一号の表中日本学校給食会の項の 会員に出資をさせないものに限る。)の項の 次に次のように加える。</p>			
<p>3 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号) の一部を次のように改正する。</p> <p>第七十二条の五第一項第二号中「日本土地家 屋調査士会連合会」の下に「行政書士会及び 本行政書士会連合会」を加える。</p> <p>(第二条の規定による改正に伴う経過措置)</p> <p>第四条 第二条の規定による改正後の行政書士法 (以下「新法」という。)第五条第五号の規定の適用 について、第二条の規定による改正前の行政 書士法(以下「旧法」という。)第十四条第一項 の規定により登録の取消しの処分を受けた者は、 新法第十四条第一項の規定により業務の禁 止の処分を受けた者とみなす。</p> <p>2 旧法の規定により都道府県知事に対して行な った登録の申請は、第二条の規定の施行の日以 て、新法の規定により行政書士会に対しても 行なつた登録の申請とみなす。</p> <p>3 旧法の規定による行政書士名簿の登録は、第 二条の規定の施行の日以後は、新法の規定によ る行政書士名簿の登録とみなす。</p>			

5 4 旧法の規定により都道府県知事が行なつた登録に関する処分に不服がある者の不服申立てについては、なお從前の例による。

都道府県知事は、第二条の規定の施行の日ににおいて、都道府県に備えた行政書士名簿その他の行政書士の登録に関する書類を行政書士会に引取る。(付) 付表

の登録事務及び行政書士の受ける報酬の額の決定を行政書士会に行なわせることとし、あわせて行政書士の責務及び出張所に関する規定を整備する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(船田中君) 委員長の趣旨弁明を許します。
す。地方行政委員長皆太郎君。

本案施行に要する経費としては、約五百三十万円の見込みである。

6
き継がなければならぬ。
新法第六条第三項の規定は、第一条の規定の施行の日以後に于ける新法第六条の一第一項の規定による。すなはち、新法第六条の二第一項の規定による。

昭和四十六年五月十三日

地方行政委員長 菅 太郎

存されなければならないとされている帳簿（その関係書類を含む。）の保存についても、適用する。

（新規地主の開拓に關する法律）を改めて、
の負担割合の特例に関する法律の一部を改
正する法律

担割合の特例に関する法律（昭和三十六年法律第

百十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項口第一号を第二号とし、第六号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の

次に次の二号を加える。

附則

この法律は、公布の日から施行し、昭和四十七年六月三十日以後の予算に係る國の負担金又は補助金が適用する。

金度分の予算に係る国の負担金では補助金分の適用し、昭和四十六年度分の予算に係る国の負担金

又は補助金で翌年度に繰り越したものについて
は、なお前項の例による。

お前がお前

理由

急傾斜地の崩壊を防止するための事業を效果的に推進するため、急傾斜地崩壊防止施設に係る事

業を開発指定事業として追加することにより、財政二の特別措置法の規定による運営が可能となる。

政上の特別措置を講ずることとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

- - - - -

昭和四十六年五月十三日 衆議院会議録第二十九号 行政書士法の一部を改正する法律案外一案

がで始めたのとすると何年位ありますか

第三は、數カ所に出張所を設けながら、みずから業務を行なわず、各出張所に補助者を置いてその業務を行なわせている例が見受けられることから、これを禁止するため、出張所に関する規定を削除し、行政書士が設ける事務所は一ヵ所に限るものとすることになります。

第四は、新たに責務に関する規定を設け、行政書士は、誠実にその業務を行なうとともに、行政書士の信用または品位を害するような行為をしてはならないものとすることです。

第五は、行政書士が受け得ることのできる審査額は、従来都道府県規則で定められておりました
が、行政書士会の自主性を尊重し、その会則で定

れるものとし、報酬の額の基準は、日本行政書士会連合会が、自治大臣の認可を得て会則で定める

第六は、行政書士会及び日本行政書士会連合会の組織を強化するため、法人とするものとし、その他の会長、副会長及び登記等に関する規定を整備することといたしておきます。

なお、この法律のうち行政書士会等に対する規定等については、公布の

日から起算して六月をこえない範囲内で政令で定める日から、また、登録事務の移譲及び登録の抹消に関する規定については、さらにそれより一年を経過した日から施行することとしたしております。

次に、後進地域の開発に関する公共事業に係る国 の負担割合の特例に関する法律の一部を改正する法律案について、立案した理由を述べますと、御承知のように、近年、特殊土壤に起因する灾害が多発し、その態様も多様化しつつあります。本案は、このような現状に対処して、特殊土壤地帯において頻発する急傾斜地の崩壊を防止するための対策事業を効果的に進めるために、財政上の特別措置を講じようとするものであります。

報 (号外)

九号
行並並に林業基本法に基づく昭和四十五年度次報告及び
○國務大臣（倉石忠雄君） 昭和四十五年度漁業の動向に関する年次報告及び昭和四十六年度において沿岸漁業等について講じようとする施策につき
○議長（船田中君） 農林大臣から、沿岸漁業等振興法に基づく昭和四十五年度年次報告及び昭和四十六年度沿岸漁業等の施策について、また、林業基本法に基づく昭和四十五年度年次報告及び昭和四十六年度林業施策について、発言を求められております。これを許します。農林大臣倉石忠雄君。
〔國務大臣倉石忠雄君登壇〕
倉石農林大臣の沿岸漁業等振興法に基づく昭和四十五年度年次報告及び昭和四十六年度沿岸漁業等の施策について並びに林業基本法に基づく昭和四十五年度年次報告及び昭和四十六年度林業施策についての発言
○議長（船田中君） 農林大臣から、沿岸漁業等振興法に基づく昭和四十五年度年次報告及び昭和四十六年度沿岸漁業等の施策について、また、林業基本法に基づく昭和四十五年度年次報告及び昭和四十六年度林業施策について、発言を求められております。これを許します。農林大臣倉石忠雄君。
○議長（船田中君） 両案を一括して採決いたしました。
○議長（船田中君） 「異議なし」と呼ぶ者あり
○議長（船田中君） 御異議なしと認めます。よつて、両案とも可決いたしました。
○議長（船田中君） 両案を一括して採決いたしました。
○議長（船田中君） 何とぞすみやかに御可決あらんことをお願ひいたします。（拍手）
本案は、急傾斜地崩壊防止施設にかかる事業を開発指定事業とし、適用団体が実施する急傾斜地崩壊の防止対策事業にかかる経費に対する国の負担割合を当該適用団体の財政力に応じ、最高二五%を限度として引き上げることとするものであります。
なお、この法律は、公布の日から施行し、昭和四十七年度分の予算にかかる国の負担金または補助金から適用するものとしております。
以上が両案の提案の理由並びにその内容の概要であります。

まして、その概要を御説明申し上げます。
わが国の漁業生産は、四十四年には八百六十
万トンで、前年とほぼ同水準にとどまり、国民
生活の向上に伴い高度化、多様化しつつ堅調に推
している水産物の需要に十分対応するまでに至
らず、水産物の価格の上昇は、かなり大きくなっ
ております。また、海洋の水産資源の一般的な状況
は必ずしも樂觀を許さないものがあります。
漁業經營体数は、約二十三万二千で、近年微増
しておりますが、これは動力船經營体及び浅海漁業
經營体の増加によるもので、無動力船經營体をさ
め減少しております。
また、就業者数は、五十七万二千人で、近年減
少傾向にあり、女子化、高齢化が進んでおりま
す。

卵ニシンの漁獲を行なわないという内容でござります。

そこで、これらに關係しておる漁民の問題でございますが、オホーツクニシンの禁漁に伴つて打撃を受けますこれらの漁民の方々の救済なし援助措置につきましては、政府いたしましたはでござるだけ早急に実態を把握いたしまして、地元の皆さまと十分御協議の上、十分な措置を講じるように、ただいま銃意調査、検討をいたして、なるべく早くできるよにいたしたいと思っております。

本年の日ソ漁業委員会で決定を見ましたオホーツク抱卵ニシンの禁漁措置につきまして、国際関係上も守つてまいるのが筋でございまして、強行出漁は何とか思いどまつてもらうよう強く関係漁民の自重を求めておる次第であります。なおこれらの方々には、所要の対策を講じることはただいま申し上げたとおりであります。その点については、ただいま十分実態把握につとめておる次第でござります。

お答えいたしました。(拍手)

〔國務大臣山中貞則君登壇〕

○國務大臣(山中貞則君) 昨年の臨時国会において、海洋汚染防止法、水質汚濁防止法、公害防止事業費事業者負担法等の法律を制定していただきました。今国会においては、さらに公害の防止に關する地方財政の補助の特例等についても制定をしました。今国会においては、さらに公害の防止にて、港湾、河川あるいは内水面の底質の悪化等に對処するとともに、海洋汚染防止等についても水産動植物への十分の配慮をいたしてまいらなければならぬと考えます。

このよながことを考えますと、外灘の沿岸の中では、内水面の規制の中で、モーターボートであるいは遊覧船等の油の規制を一つ取り落としていたことに気がつきました。これは近く環境庁も発足いたしましたので、水質汚濁防止法等の中に、現実に即した内水面漁業対策というものを、もう少し前進させていく必要があるということをいま考えておるわけでございます。

田子の浦のヘドロ処理の具体的な問題については、現在、静岡県がその指導権を持って実施しておられます、四月一ぱいの話と合いも、ようやく建設省の直轄河川使用許可の日限であります五月一ぱいまで、周辺地域の住民の方々の理解を得られたようありますから、天候の許す限り、その投棄作業が続けられるものと思いますけれども、しかし、推定堆積しておると思われます九十万トンのすでにたまりました湾内へドロの処理については、夏の硫化水素等の発生いたします危険な時期を避けつつ、さらにこれを継続していくもらいたいと思います。

一方において、エンドレスなヘドロの堆積があつてはこれはならないわけでありますから、すでに田子の浦地区については、水質の排水基準の規制基準やあるいは環境基準等も設定をいたしましたし、また、大企業等においては、夏ごろまでにはほぼ所定の公害防止施設が完成をいたし、中小企業は、主として岳南排水路でございますので、この終末処理等が来年にその完成が持ち越すわけであります、ことしの夏ごろまでに排出をものについては、SSSの六〇%がカットされるといふことでございまして、来年になりますと、おおむね工場からの排出物についてはきびしい規制が適用されますので、あとは残りました、すでに堆積したヘドロを完全に処理するまで現在の作業を続けていくということにおいて、おおむね来年の夏ごろ等において目的を達することが可能であるよう、県知事等と十分の連絡を今後ともとつてまいりたいと存じます。(拍手)

○國務大臣(佐藤一郎君) 新全総計画の実施の過程にあたりまして、いわゆる埋め立て、あるいはまた原子力発電の設定、あるいは海底資源の開発、いろいろな問題が、水産業に大きな影響を及ぼす問題が起ころくることは御指摘のとおりでございます。その際に、私たちいたしましては、これらの埋め立てその他の事業が水産業に及ぼす影響、それからまた水産環境に及ぼす影響を十分に調査し、そしてそれを調整を十分頭に置いていた計画の立案と実施がなされなければならぬ。これは当然のことであります。が、それに基づく開発立地の選択、これが行なわれなければならぬ。このためには、従来港湾審議会あるいは電源開発審議会等で行なわれている調整を、さらに一そう積極的なものにしてまいる必要がござります。そして、特に御存じの大型プロジェクトを実施いたしておりますが、これらについては、計画作成の過程において、水産に対する影響といふものを十分に研究し、取り入れる、こういう体制でいま進めようとしております。もちろん積極的にはそのため環境の保全も必要であるばかりでなく、海洋開発の一環としてのいわゆる水産資源開発計画、これも必要でございます。ただいま水産資源開発促進法が制定されようとしておるのもそういう理由によるのであると思っております。(拍手)

お答えいたします。（拍手）
〔国務大臣山中貞則君登壇〕

企業は、主として呉南水路で運んでいます。この終末処理等が来年にその完成が持ち越すわけではありませんが、ことしの夏ごろまでに排出をものについては、SSの六〇%がカットされるということをご存じます。来年になりますと、おおむね工場からの排出物についてはきびしい規制が適用されますので、あとは残りました。すでに堆積したヘドロを完全に処理するまで現在の作業を続けていくことにおいて、おおむね来年の夏ごろ等において目的を達することが可能であるよう、県知事等と十分の連絡を今後ともとつてまいりたいと存じます。(拍手)

○議長(船田中君) 松沢俊昭君。
〔松沢俊昭君登壇〕

○松沢俊昭君 私は、日本社会党を代表いたしまして、ただいま説明されました昭和四十五年度林業の動向に關する年次報告並びに昭和四十六年度において講じようとする林業施策について、御質問をいたしたいと存じます。

経済成長率世界一、国民総生産高は世界第三位になりましたが、山林が荒れぼうだいになつてい

○議長(船田中君) 松沢俊昭君
〔公足發招請書面〕

。 党を代表いたしま
昭和四十五年度林
に昭和四十六年度
策について、御質

1

Digitized by srujanika@gmail.com

二%が森林面積であり、これは世界のおもなる国の中では、フィンランドに次いで高い森林率であるのです。特に日本は、国土面積の六八・一%が森林面積であります。昔から、政治的要諦は治山治水にあるといわれていることは御承知のとおりであります。特に日本は、国土面積の六八・一%が森林面積であり、これは世界のおもなる国の中では、フィンランドに次いで高い森林率であるのです。その森林の果たすところの機能については、私が申し上げるまでもなく、治山治水などの災害防止、つまり国土保全であり、さらには酸素の供給による大気の浄化、水資源の確保、木材の供給などがそのおもなることは十分御承知のとおりであります。政府の林業行政は、これららの森林機能が十分に發揮されるように行なわなければならないことは言うまでもございません。

しかるに、現在においては、その山が荒れ、灾害が頻発し、多くの国民の生命と財産が奪い取られていることは、昭和四十二年の西日本を襲った七月豪雨災害、八月下旬の羽越災害、四十三年の飛彈川災害あるいはまた四十四年の福島、新潟、富山の集中豪雨等、枚挙にいとまがないことは、何人もこれを否定することはできないところであります。

このことについては、林野庁でも認めていたところ、災害復旧工事を毎年やっているにもかかわらず、荒廃地の面積は一向に減っておりません。それのみか、調査をするたびごとに、たとえば昭和四十二年にはほぼ三年分の発生量に当たる災害復旧地が、五万七千ヘクタールも追加するような状態になり、現在においては、年平均工事量の十五年分もの未復旧地をかかえている現状であります。これは政府が重化学工業オンリーの経済成長政策をやり、林業行政を怠った結果の所産であると私は信じます。

この点について、私たち日本社会党は、国土の保全、水資源の確保等、森林の機能を充実し、林業生産の飛躍的拡大と資源の拡充のために、造林の拡大とその内容の充実をはかることを主張しているところであります。そのためには、林政の一

元化をはかり、国が行なら民有林野の分取造林に關するところの立法措置を講じ、國が直接行なら林野を積極的に推進する決意が政府になければならないと思いますが、その決意のほどを示してもらいたいと思うのであります。佐藤總理大臣は、歴代の總理大臣の中で最も長い在職期間の記録保持者であります。そのあなたが在職期間中に山が荒れているのであります。この点どのような見解を持つておられるか、明確な御答弁をお願いいたしたいと思います。(拍手)

次に、具体的な問題について御質問いたします。

政府は、全国森林計画あるいは施業計画を樹立し、実施しておりますが、一向にその効果をあげておりません。その原因は、この計画自体が、山村に住む人たちに利益をもたらすような計画ではないからであると思うのであります。たとえば補助造林をするにしたところで、補助金の賃金基準単価は、予算に見込まれるものでわずかに千円余りであり、これに比較して、山村の労働者の賃金は一千円をはるかにこえているのであります。これでは森林が伐採されても、植林をしようとしても、できる相談ではございません。また、苗木の補助金についても、平常の市価の七〇%程度に単価が見込まれており、これを基準として補助金が出されているのであります。したがつて、政府はいかなる計画を立てようとしても、實際には計画どおり植林はなされず、山は荒れたまま放置される結果になることは当然だと思います。

また、林道についても同様のことが言えると思ひます。立木の伐採、造林の推進、山村の振興のためには、林道の整備が急務であることは言うまでもございません。そもそも林道とは林産物の搬出がその本来的使命であろうと存じます。しかるに、これらのいわゆる林道については一向に整備が進まず、土ぞりなどによって林産物の搬出が行なわれるというのが現実ではございませんか。一般道路として使用する峰越し林道や、集落と集落

一般林道が圧迫を受けているというのが現状であります。したがって、林道網の整備にあたっては、地元住民の意思を十分に尊重し、山の管理が完全に実行できるような条件をつくり上げるということが当面の緊急課題であろうと思うのであります。もしそれができるとするならば、国土土全の観点から、公共性の強い林道は全額国庫負担で整備する必要があると思いますが、この点どのようにお考えになつておられるかをお聞きいたしたいところであります。

次に、労働災害においても、山の労働災害は最も高い度数率を示しております。これは白書でも示しているように、死亡、重傷者の数は約一万七千人に達しているのであります。これでは、低賃金の上に生命の保障のない場所に人間がいなくなってしまうのは当然であると思います。その結果、零細林業は伐採のまま植林もせず山から去り、また大半の林地主は外材輸入のためあるいは価格の下落により売り惜しみをするという現状が続いているのであります。これが山の現状ではないでしょうか。これらのことについて関係大臣の明確なる御答弁をお願いしたいところであります。

次に、外材輸入の問題でありますが、これも白書が示しておるとおり、丸太輸入の形態が変わり、インドネシアなど東南アジアからの開発輸入が伸び続けております。これは従来の丸太買いつが現地の製材資本の圧力で次第に制限され、またアメリカにおいては丸太輸出制限法の制定が行なわれ、フィリピンにおいては、日本の商社の乱伐により、資源が底をついていくといわれております。そしてついには開発輸入の傾向を強くしてしまいます。このよるな政策は、日本の農業を荒廃させて外国の農産物にたよると同じようになります。日本国内の山を荒廃させ、木材の海外依存を強めていることは、日本の将来にとってきわめて

重大であることは言うまでもございません。日本の独立と平和を守るために、日本の建材や紙パルプ資源は国内で自給自足のできるよう、そのような体制をつくることが大切ではないでしょうか。

そのためには、まず第一に、外材の管理、調整は国の責任において行なわれるべきであると思します。そして輸入材に対しても課徴金徴収の制度を確立し、輸入材の制限をはかり、木材の国内自給体制の確立と価格の安定をはからなければならぬと思いますが、いかがなものでしようか。(拍手)

第二には、国有林の払い下げの問題であります。

私が指摘するまでもなく、国有林は紙パルプ資本に惜しげもなく安い値段で払い下げられ、合理化推進のために、人工下種はほとんどわざかあります。天然下種、萌芽などが圧倒的面積を示しております。かくして、乱伐に次ぐ乱伐は国有林特別会計に重大なる影響を与え、国有林会計が将来大きな赤字をかかることになることは林野庁でも認めているところであります。このような政策をやめて、国有林本来の使命である治山に重点を置き、大資本本位の国有林払い下げ、あるいはまた利権のつきまとひ觀光資本の活動を制限すべきであると思いますが、この点について明快なる御答弁をお願いしたいと思います。

次に、有機堆素系農薬散布の取り締まりの問題について御質問をいたしたいと思います。

最近、日本列島全体が公害列島と化し、公害問題が大きくクローズアップされているとき、林野庁では、地元民の反対があるいはまた地元市町村議会の反対決議を無視して、ヘリコプターにより二・四・五Tなどを大々的に散布しているでございませんか。これが人体に及ぼすところの影響は次第に外国においても認識され、大きな問題となり、奇形児さえ生まれているといわれているのであります。また一方、殺虫剤であるBHC、DD

るために、私どもできるだけこれは順守いたしてまいるのは当然なことだと思います。

最後に、お話をございました国有林の基幹労働者の待遇のことについてますが、これも関係省と十分に御相談を申し上げておるのであります。この常勤化の問題といふことは、国家公務員の体系にかかるなかなか困難な問題でもございますので、これは関係省と十分に慎重に検討をいたして対処いたしたいという統一見解は、せんだっての農林水産委員会でも御報告いたしたとおりでございます。(拍手)

○國務大臣(根本龍太郎君) お答え申し上げます。
〔國務大臣根本龍太郎君登壇〕

○國務大臣(根本龍太郎君) お答え申し上げます。

林道の使命については、ただいま農林大臣からお答えになつたとおりでございます。御承認の如きで建設省が道路投資することは、現在の制度では困難でございます。しかし、御指摘のように、公共性の強い林道は認定がえをしまして、条件を整えますれば、林道から一般道路あるいは国道に編入することもあり得るのです。御承認の如きで、今日まで山村振興政策あるいは過疎対策等において、従来の林道をかなり一般道路に認定したものございます。さらには、林道そのものを国道にするということではなくして、かなりの国道の中に、従来林道であったものの場所をも国道の一部に編入したことございます。このようにいたしまして、御指摘になりました趣旨はよくわかりますので、全国の国土の総合的な開発の観点からも、十分に御趣旨に沿うように努力いたしたいと考えておる次第でございます。(拍手)

〔國務大臣野原正勝君登壇〕

○國務大臣(野原正勝君) お答えいたします。林業における労働災害の発生状況は、逐年減少しておりますが、いままお休業八日以上の負傷者は、四十五年度において約一万六千名を数えておりまして、度数率も、一般産業に比較して高い状

況にございます。

このような現況にかんがみまして、労働者としては、労働災害防止実施計画において林業を最重点視して取り上げまして、機械、集運材装置等の安全確保、作業方法の安全化、安全衛生教育の徹底等について監督指導を強化するとともに、林業労働災害防止協会の活動の強化につとめておるところでございます。

次に、白ろう病の問題でございますが、林業労働者に見られるチーンソーや等の使用に伴う振動障害の予防につきましては、関係業界の指導を強化するとともに、林業労働災害防止協会にも協力を呼びかけまして、振動障害の予防対策の徹底をはかつておるところでございます。

次に、労働基準法が、林業労働者について、労働時間等に関する労働基準法の規定の適用を除外しておるのは、これら労働者の業務の遂行が、季節、天候等の自然的条件に著しく左右され、一律に厳格な法的規制を加えることが不適当であると考えておるからでございます。かかる趣旨からしまして、当面、労働時間管理を含む労務管理の不適正な事業場につきましては、行政指導によりその改善をはかつていく考えでございます。

林業における失業保険の当然適用につきましては、先般の失業保険法の改正の経緯にかんがみまして、その適切な方法について調査研究を行なつておりますが、その結果に基づきまして必要な対策を講ずるつもりでございます。

次に、林業労働者に厚生年金保険を全面的に適用してはどうかという御意見でございますが、これは事業場単位に任意に適用事業所を認めておりますが、使用関係及び労使の就労の実態が明確なものについては、今後ともその活用をはかつていいべきだと考えております。また、厚生年金保険の適用を受けていない場合にも、国民年金制度が適用され、国民皆年金体制がとられておりますので、年金制度上の保障の面においては欠けるところはないと考えております。(拍手)

○議長(船田中君) これにて質疑は終了いたしました。

した。

○議長(船田中君) 本日は、これにて散会いたしました。午後二時二十八分散会

ます。

勤労者財産形成促進法
沖縄地域における産業の振興開発等のための琉球政府に対する資金の貸付けに関する特別措置法の一部を改正する法律
海洋科学技術センター法
水産業協同組合法の一部を改正する法律
漁港法の一部を改正する法律
海洋水産資源開発促進法
国有林野の活用に関する法律
船舶職員法の一部を改正する法律
コンテナに関する通関条約及び国際道路運送手帳による担保の下で行なう貨物の国際運送に関する通関条約(TIR条約)の実施に伴う関税法等の特例に関する法律
(常任委員辞任及び補欠選任)
許可、認可等の整理に関する法律
海賊問題に関する法律
船員登録法
船舶職員法の一部を改正する法律
コンテナに関する通関条約及び国際道路運送手帳による担保の下で行なう貨物の国際運送に関する通關条約(TIR条約)の実施に伴う関税法等の特例に関する法律
許可、認可等の整理に関する法律
(常任委員辞任及び補欠選任)
委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

出席國務大臣

内閣総理大臣 佐藤 栄作君

外務大臣 愛知 握一君

農林大臣 倉石 忠雄君

運輸大臣 橋本登美三郎君

郵政大臣 井出一太郎君

労働大臣 野原 正勝君

建設大臣 根本龍太郎君

自治大臣 秋田 大助君

国務大臣 佐藤 一郎君

大臣 山中 貞則君

○朗読を省略した議長の報告

(議決通知)

一、去る十一日、本院は次の件を議決した旨内閣に通知した。

昭和四十三年度一般会計歳入歳出決算
昭和四十三年度特別会計歳入歳出決算
昭和四十三年度政府関係機関決算書
昭和四十三年度国有財産増減及び現在額總計算書

一、去る十一日、本院は次の件を是認した旨内閣に通知した。

昭和四十三年度国有財産増減及び現在額總計算書
昭和四十三年度国有財産無償貸付状況総計算書
(通知書受領)
一、昨十二日、參議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

文教委員	大蔵委員	法務委員	農林委員	外務委員	内閣総理大臣
辞任	辞任	辞任	補欠	補欠	補欠
堀田 政孝君	八木 昇君	田中 武夫君	中谷 鉄也君	日野 吉夫君	日野 吉夫君
森 喜朗君	田中 武夫君	勝澤 芳雄君	堀田 政孝君	西村 英一君	西村 英一君
渡部 恒三君	中谷 鉄也君	日野 吉夫君	森 喜朗君	森 喜朗君	森 喜朗君
勝利君	堀田 政孝君	堀田 政孝君	勝利君	西村 英一君	西村 英一君
英一君	喜朗君	喜朗君	英一君	英一君	英一君

昭和四十六年五月十三日 衆議院会議録第二十九号

朗読を省略した議長の報告

第四次国際すず協定の締結について承認を求める件
(議案送付)
一、去る十一日、予備審査のため次の本院議員提出
案を参議院に送付した。

行政書士法の一部を改正する法律案（地方行政委員長提出）
後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律の一部を改正する法律案（地方行政委員長提出）
(条約送付)
一、去る十一日、参議院に送付した条約は次のとおりである。

(理事補欠選任) 宮井 泰良君 鶴岡 洋君

一、昨十二日、物価問題等に関する特別委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事 和田 耕作君(理事栗山礼行君昨十二日理事辞任につきその補欠)

(特別委員辞任及び補欠選任) 去る十一日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

災害対策特別委員 辞任 楠井

労働組合法の一部を改正する法律案（社会労働委員長提出）

豪雪地帯対策特別措置法の一部を改正する法律案（災害対策特別委員長提出）

一、去る十一日、参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。

労働組合法の一部を改正する法律案

豪雪地帯対策特別措置法の一部を改正する法律案

一、去る十一日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法案

宅地建物取引業法の一部を改正する法律案

積立式宅地建物販売業法案

食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案

中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法案

昭和四十四年度及び昭和四十五年度における農林漁業団体職員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

（議案通知書受領）

一、昨十二日、参議院において次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

勤労者財産形成促進法案

沖縄地域における産業の振興開発等のための琉球政府に対する資金の貸付けに関する特別措置法の一部を改正する法律案

海洋科学技術センター法案

水産業資源開発促進法案

船舶職員法の一部を改正する法律案

手帳による担保の下で行なう貨物の国際運送に関する通商条約（T.I.R条約）の実施に伴う関税法等の特例に関する法律案

許可、認可等の整理に関する法律案

一、昨十二日、参議院において、第六十三回国会及び第六十四回国会において本院で継続審査をした次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

国有林野の活用に関する法律案

外航船建造融資利子補給臨時措置法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院交付）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

一、本案は、各國の船主が外航船の建造を自國の造船事業者に請け負わせる場合にのみ、政府が助成を与えるという制限がある場合には、その制限を廃止して、各國造船事業者が船舶の建造を平等に受注できるよう状態にすることが必要であり、各國はそのための国内措置をとるべきであるといふ経済協力開発機構の第十三回造船作業部会における合意の趣旨にかんがみ、本法第二条中の「日本の国籍を有する者又は日本法令により設立された法人たる」を削つて、

外國の造船事業者に請け負わせて外航船を建造する場合にも、政府は利子補給契約を結ぶことができる」としよるとするものである。

二、議案の可決理由

一、本案は、わが国造船業が今後とも国際的に協調して発展を遂げていくため、適切妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和四十六年五月十一日 運輸委員長 福井 勇

衆議院議長 船田 中殿

國税及び貿易に関する一般協定に附屬する第三十八表（日本国）に掲げる譲許（内閣提出）に関する報告書

第三十八表（日本国）に掲げる譲許（内閣提出）を修正し又は撤回するためのアメリカ合衆

国との交渉の結果に関する文書の締結について承認を求める件に関する報告書

一、本件の要旨及び目的

わが国は、貿易自由化の進展に伴い、国内産業保護の見地から、チューインガムについてのガット第二十八条の規定に基づく交渉を行なつてきた結果、合意に達したので、昭和四十六年二月二十五日、交渉の結果に関する文書に署名を行なつた。

本文書は、わが国がチューインガムの譲許税率を引き上げることとし、その代償として、甘扁桃仁（スイート・アーモンド）の譲許税率を引き下げ、また、七面鳥の断片肉及びベット・ブードについて新たな譲許を行なうこととなつている。

この新しい譲許は、ガットの締約国により定められた手続に従い、政府が、ガット事務局長に対し適用意思の通告を行なうことにより、同通告中に指定する日に効力を生ずることになつてゐる。

よつて政府は、本文書の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるといふのである。

二、本件の議決理由

一、本文書を締結することは、わが国の貿易自由化の進展に対処するため必要であると考えられるので、妥当な措置であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和四十六年五月十二日 外務委員長 田中 築一

衆議院議長 船田 中殿

簡易生命保険法の一部を改正する法律案

（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

本案は、最近における社会経済事情の推移及び保険需要の動向にかんがみ、簡易生命保険の加入者に対する保障内容の充実を図るために、被保険者が保険期間中の一定期間生存したことによつても保険金の支払をする終身保険及び养老保险の制度を創設するとともに、养老保险について保険契約者の死亡後保険料の払込みを要しない制度を実施するための規定の整備をする等の改正を行なおうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一、被保険者が死亡した場合のほか定期間生存したことによつても保険金の支払をする終身保険を設けることとする。

二、被保険者が保険期間中の一定期間生存したことによつても保険金の支払をする养老保险を設けることとする。

三、保険契約者の死亡後保険料の払込みを要しないこととする养老保险について、保険契約者に係る告知義務違反による契約解除および保険契約者の早期死亡の場合における保険金額の減額ならびに保険契約者の地位の承継に関する事項を規定することとする。

四、保険金の倍額支払をする場合において、当該保険契約について剩余金を分配するものとした場合における分配すべき金額が元の保険金に加えて支払べき保険金額をこえるとき

は、当該剩余金の額に相当する金額を倍額保険金として支払うこととする。

五、被保険者の自殺の場合における保険金支払の免責期間を一年に短縮することとする。

六、被保険者の廃疾による保険金の支払の対象となる身体障害の範囲は、簡易生命保険約款の定めるところによるものとする。

七、剩余金は、保険金受取人のほか、保険契約者にも分配することができる」とする。

八、その他規定の整備をすることとする。

この法律の施行期日は、昭和四十六年九月一日とする。ただし、保険金の倍額支払、保

險金支払の免責及び廢疾による保険金の支払に関する改正規定は、同年七月一日から施行することとする。

二 議案の可決理由
本案は、簡易生命保険法の目的に照らし、妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三 経費
昭和四十六年度簡易生命保険及郵便年金特別会計では、本改正による保険料収入の増加額を約二十五億円と見込んでいる。右報告する。

昭和四十六年五月十二日
遞信委員長 金子 岩三
衆議院議長 船田 中殿
郵便貯金法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的
本案は、郵便貯金の預金者の利益を増進し、あわせて貯蓄の増強に資するため、郵便貯金の一の預金者の貯金総額の制限額を引き上げるとともに、住宅積立郵便貯金制度を創設する等の改正を行なうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 郵便貯金の一の預金者の貯金総額の制限額を百五十万円(現行一百万円)に引き上げるとともに、住宅積立郵便貯金について五十万円の制限額を別ワクとして設けることとする。

2 郵便貯金の一種として、新たに次の住宅積立郵便貯金を設けることとする。

(1) 住宅積立郵便貯金は、自己の居住の用に供する住宅の建設(新たに建設された住宅の購入を含む)またはこれに附隨する土地もしくは借地権の取得につき、住宅金融公庫から特別の条件で資金の貸付けを受け、かつ、必要な資金を貯蓄する目的で、一定の支払期間を定め、一定期間毎月一回預入

したものとする。

二 郵政大臣は、住宅積立郵便貯金の預金者で、省令で定める要件を満たしているもの

に対する、公庫から資金の貸付けを受ける

ことについて公庫へのあつせんを行なうこととする。

三 通常郵便貯金を除き、郵便貯金のすえ置期金となることとする。

4 住宅金融公庫法について次の改正を行なうこととする。

(1) 公庫は、住宅積立郵便貯金の預金者に対する貸付けの業務について、その貸付けが円滑に行なわれるようできる限り資金の配分について配慮するものとする。

(2) 住宅積立郵便貯金の預金者で、郵政大臣があつせんした者に対する公庫の貸付けの貸付金の限度は、住宅の標準建設費および土地の標準価額に相当する金額とし、貸付金の利率は年六分とする。

5 北海道防寒住宅建設等促進法についても、貸付条件につき、所要の改正を行なうこととする。

6 この法律の施行期日は、昭和四十七年一月一日とする。

二 議案の可決理由
本案は、郵便貯金法の目的等に照らし妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三 経費
昭和四十六年度郵便貯金特別会計予算では、本改正に伴う貯金増加額として、約六十億円が見込まれている。右報告する。

昭和四十六年五月十二日
衆議院議長 船田 中殿
遞信委員長 金子 岩三
議案の要旨及び目的

本案は、昭和四十三年三月二十五日付の恩給審議会の答申の趣旨に基づく改善措置として、恩給年額の増額、昭和二十三年六月三十日以前に給与事由の生じた文官等の恩給についての不均衡是正、旧軍人等に対する一時恩給及び特例傷病恩給の支給等の改善を行なおうとするもの

で、その主な改正点は次のとおりである。

1 恩給年額を昭和四十五年度増額措置の追完分として、本年一月分から昭和四十五年十月改定前の額の二・二五%増額し、さらに昭和四十四年度における公務員給与及び消費者物価等の上昇を勘案して、本年十月分から本年一月改定後の額の八・四%増額する。

2 昭和二十三年六月三十日以前に給与事由の生じた長期在職の文官、教育職員、警察監獄職員及び待遇職員の恩給の旧基礎俸給年額が、一、一四〇円以下のものについては「一号俸、一、一四〇円をこえ、六二〇円以下のものについては「二号俸」の格付は正を行なう。

3 旧軍人又は旧連軍人で、下士官以上としての在職年が一年以上のもの又はその遺族に、昭和二十八年旧軍人恩給復活時のベースにより計算した一時恩給又は一時扶助料を支給する。ただし、年金恩給又は共済年金受給者を除く。

4 夫に対する扶助料は、不具廻疾で生活資料を得るみちがないことが支給条件となつてゐるが、これを公務員たる妻の死亡當時から不具廻疾である限り、扶助料を支給し得るよう条件を緩和する。

5 年金恩給の資格要件については、旧軍人、旧連軍人又は旧軍属の恩給の基礎在職年、戦地外戰加算年及び辺境又は不健康地勤務加算年その他の各種職務加算年をも算入する。

6 実在職年三年以上七年未満の旧軍人で、下士官以上としての在職年が一年以上のもの又はその遺族に、昭和二十八年旧軍人恩給復活時のベースにより計算した一時恩給又は一時扶助料を支給する。ただし、年金恩給又は共済年金受給者を除く。

7 戦犯拘禁期間については、拘禁前の公務員としての実在職年に、最短恩給年限に達するまでを限度として通算することとしている

が、この制限を撤廻する。

8 旧軍人又は旧連軍人が昭和十六年十二月八日以後本邦、朝鮮、台灣及び満洲等の地域において、職務に関連して傷病を受けた場合は、増加恩給又は傷病年金の年額のそれぞれ七割五分に相当する額の特例傷病恩給を支給する。この場合、傷病恩給に準じ、扶養加給及び特別加給も支給する。

9 外國政府職員、外國特殊法人職員又は外國特殊機関職員として昭和二十年八月八日まで適用する。

在職していた者が、引き続き海外において抑留又は雇用された場合には、当該抑留又は雇用期間を外国政府職員等の在職期間とみなして、公務員期間に通算する。

10 外国政府職員等としての在職期間の通算については、これらの職員となる前の公務員としての在職年が最短恩給年限に達していないことが条件となつてゐるが、この条件を廃止し、また、外国政府職員等となるため公務員を退職したことが通算の条件となつてゐるのを、事実上これららの職員となるため公務員を退職したと認められる者についても、この通算措置を及ぼすものとする。

11 恩給年額の増額に伴い、恩給外所得による普通恩給の停止に関する基準について、普通恩給年額二六万円を二九万円に、恩給外所得年額一三〇万円を一四五万円にそれぞれ引き上げ、停止率についても現行の一割ないし五割を一律に二割に改める。

12 以上の措置は、昭和四十六年十月一日から実施する。

二 議案の可決理由

本案は、恩給審議会の答申の趣旨等にかんがみ、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、別紙のとおり附帯決議を附することに決した。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費として、昭和四十六年度一般会計予算に約百三十八億五千四百万円が計上されている。

なお、昭和四十七年度以降の所要経費は、平成度約三百二十五億三千三百万円、ほかに昭和四十七年度一時恩給分約六十五億四千万円の見込みである。

右報告する。

昭和四十六年五月十二日 内閣委員長 天野 公義

衆議院議長 船田 中殿

〔別紙〕

恩給法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、次の事項について速やかに善処するよう要望する。

一 恩給法第二条ノ二の規定について、その制定の趣旨にかんがみ、国家公務員の給与を基準として、国民の生活水準、消費者物価その他を考慮の上その制度化を図ること。

二 旧満洲拓殖公社等の在外國策機関及び在外國策会社の職員期間について、外国特殊法人及び外國特殊機関の職員期間として、公務員期間との通算措置につき検討を加えること。

三 旧軍人に対する一時恩給の支給については、引き続き実在職年が三年以上七年未満の兵に対して、前向きの検討を加えること。

右決議する。